

# 後期高齢者医療制度の概要

(令和3年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要	
	1 制度の運営としくみ	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)	
	2 被 保 険 者	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)	
	年齢区分別の状況 …… (P 9)	
	異動事由別の状況 …… (P 9)	
	市町村別被保険者数 …… (P 10)	
	3 保 険 料 の 賦 課	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)	
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)	
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)	
	4 保 険 料 の 徴 収	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)	
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)	
	短期証等の交付状況 …… (P 22)	
	差押えの状況 …… (P 22)	
	不納欠損の状況 …… (P 22)	
	5 保 険 給 付	P 23～P 38
	医療費及び医療給付費 …… (P 28)	
	葬祭費 …… (P 29)	
	診療種別医療費の状況 …… (P 29)	
	1人当たり医療費の状況 …… (P 30)	
	市町村別医療費の状況 …… (P 31)	
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 32)	
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 33)	
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 35)	
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 36)	
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 37・P 38)	
	6 医 療 費 の 適 正 化	P 39
	7 保 健 事 業	P 40～P 43
	市町村別交付額等の状況 …… (P 42)	
	市町村別交付額等の状況(歯科) …… (P 43)	
	8 決 算 の 状 況	P 44～P 48
	一般会計決算の状況 …… (P 46)	
	特別会計決算の状況 …… (P 47・P 48)	
IV	年 表	P 49～P 57

# I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成14年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

## 老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

### 医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

## 後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

### 医療給付の財源構成

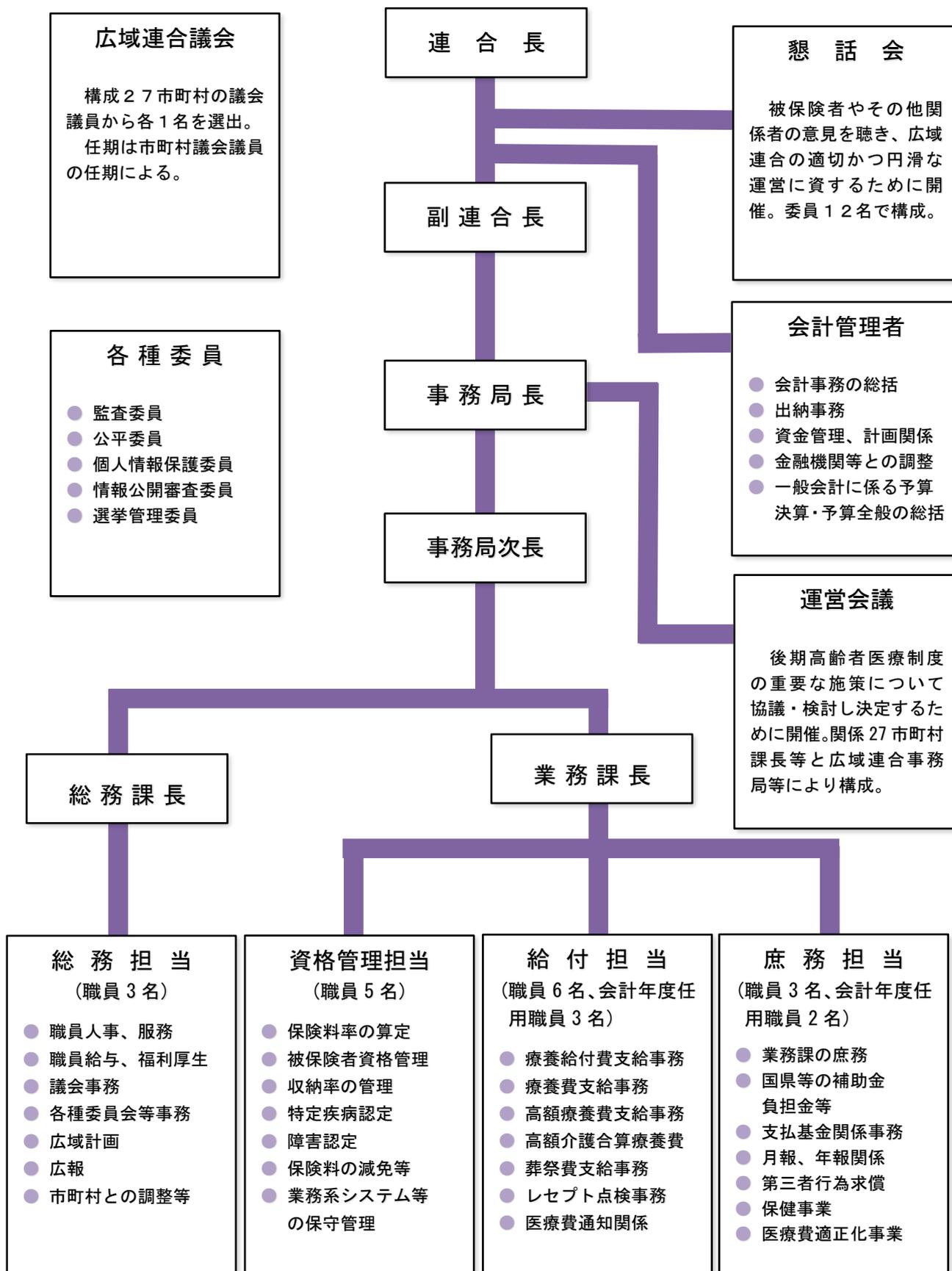
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

## II 後期高齢者医療広域連合の組織

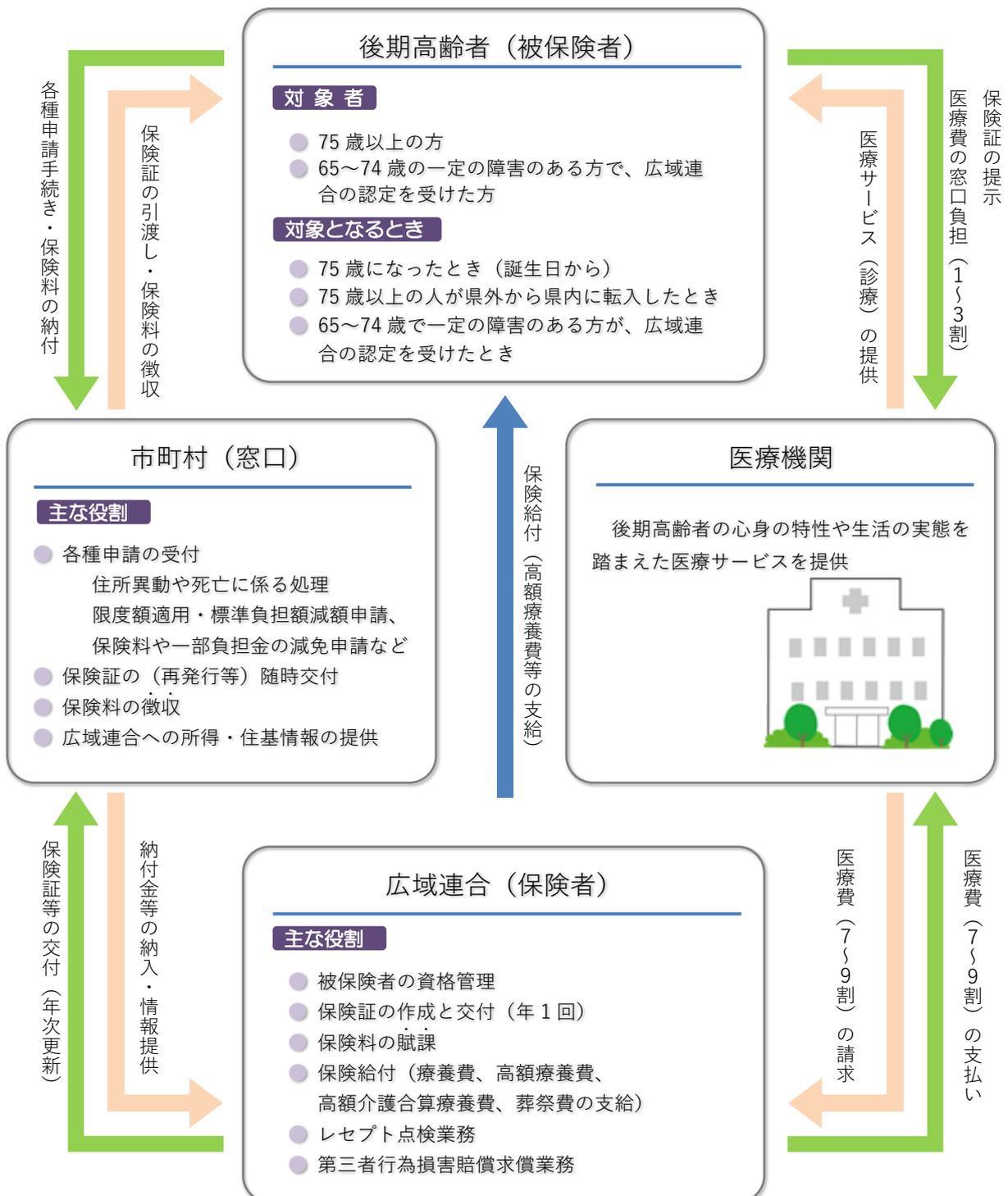


### Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

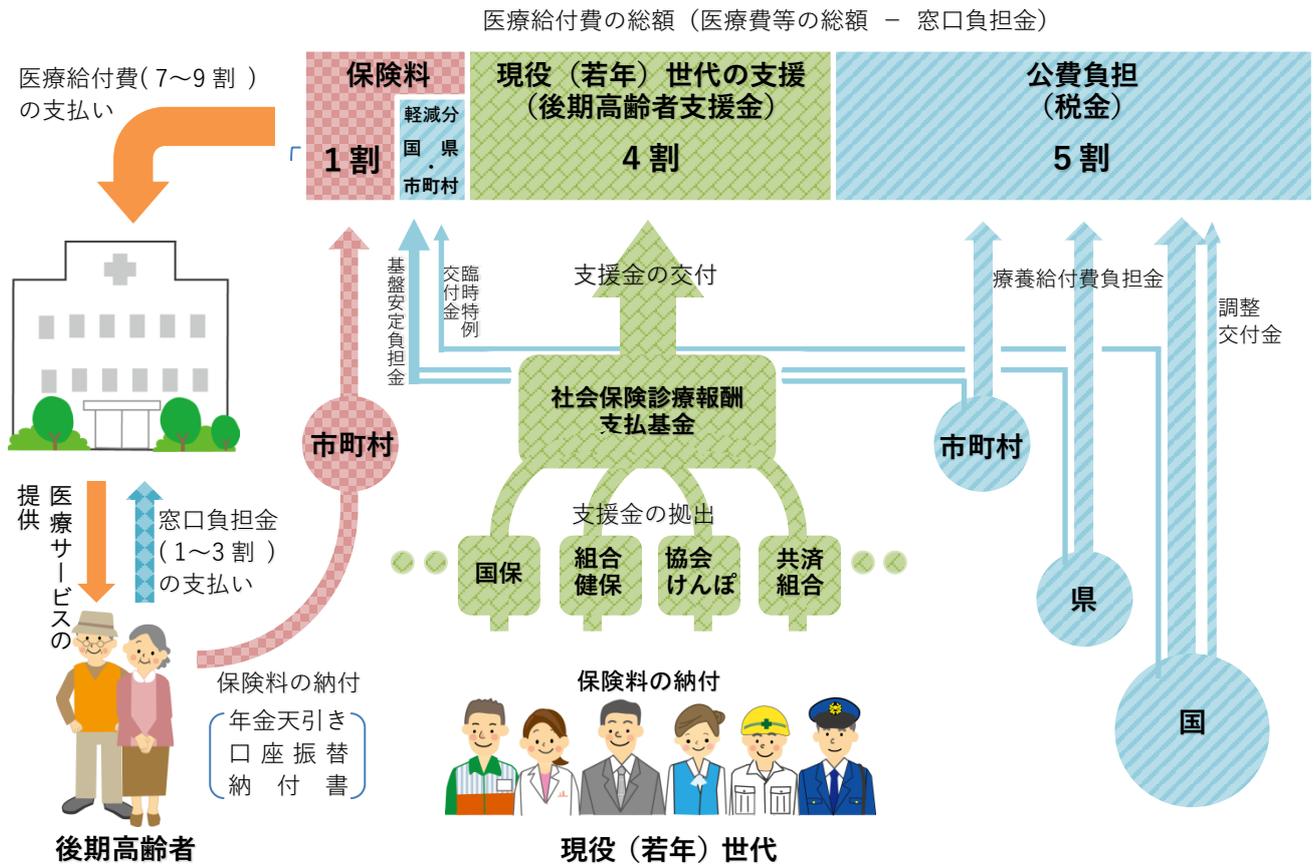
#### 1 制度の運営としくみ

##### (1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。山梨県においては、平成19年2月1日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年4月1日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



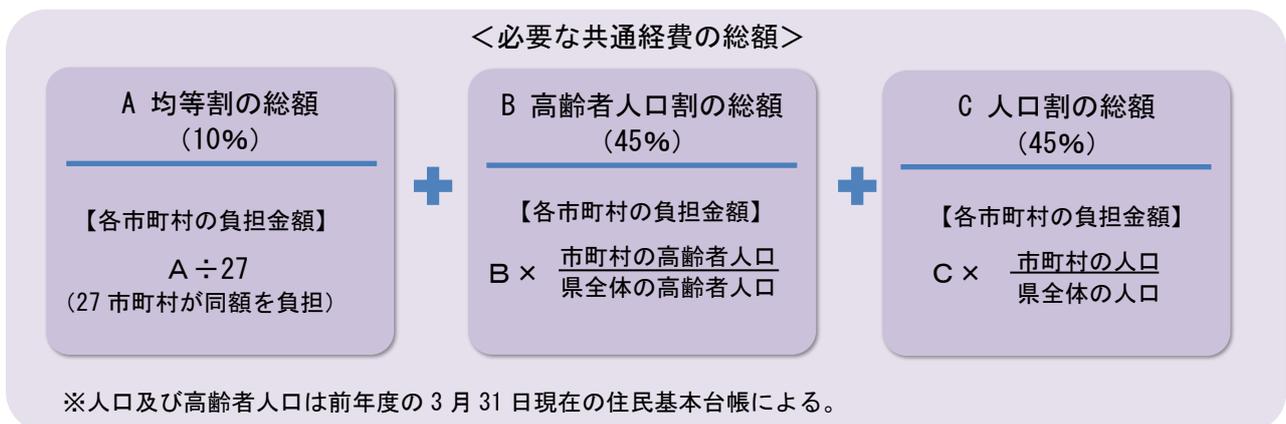
## (2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割(現役並み所得者)の人の医療給付においては、保険料(1割)と現役世代からの支援金9割(通常は4割)が充てられます。(公費負担(5割)はありません。)
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割(10%)ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、令和4・5年度は11.72%となっています。

## (3) 医療給付以外(人件費・事務費等)の財源

広域連合の運営に必要な共通経費(人件費・事務費等)は、主に県下27市町村が納付する負担金により賅っています。



● 市町村負担金 [ 医療給付の財源 ] の状況 [ 令和3年度 ]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	1,190,034,800	747,675,743	5,741,782	1,943,452,325	2,012,758,219	484,735,161
2 富士吉田市	254,414,550	141,893,080	618,650	396,926,280	451,045,451	124,179,264
3 都留市	165,491,510	88,514,940	937,570	254,944,020	257,472,307	69,176,387
4 山梨市	226,924,280	145,740,320	1,590,043	374,254,643	418,644,633	97,981,264
5 大月市	194,892,250	66,703,540	564,315	262,160,105	290,422,904	77,554,431
6 韭崎市	170,690,840	77,707,040	634,374	249,032,254	261,486,309	70,596,555
7 南アルプス市	361,170,850	190,942,420	1,255,670	553,368,940	607,003,443	150,057,046
8 北杜市	380,942,380	165,448,140	705,710	547,096,230	507,846,930	144,888,508
9 甲斐市	389,835,770	209,806,280	1,694,140	601,336,190	578,329,049	141,657,423
10 笛吹市	331,952,200	306,782,080	3,527,690	642,261,970	708,376,948	164,513,281
11 上野原市	181,803,210	77,338,180	473,680	259,615,070	252,766,252	61,024,761
12 甲州市	218,926,030	134,689,830	1,358,733	354,974,593	361,166,330	89,334,997
13 中央市	133,891,320	92,168,050	329,470	226,388,840	230,696,860	54,058,095
14 市川三郷町	118,192,390	34,360,290	419,690	152,972,370	200,900,545	59,027,591
15 早川町	9,993,420	3,685,950	940	13,680,310	17,486,585	5,773,187
16 身延町	110,188,450	34,432,390	307,330	144,928,170	205,390,412	53,401,856
17 南部町	66,010,480	16,743,990	72,690	82,827,160	101,370,174	26,613,012
18 富士川町	98,173,650	39,698,480	8,000	137,880,130	165,205,655	47,110,725
19 昭和町	68,547,940	80,334,880	387,860	149,270,680	118,860,314	27,308,775
20 道志村	12,804,390	6,309,010	249,070	19,362,470	17,905,786	3,979,147
21 西桂町	19,277,790	10,269,320	5,120	29,552,230	43,647,304	10,231,476
22 忍野村	29,009,020	18,221,000	0	47,230,020	51,079,010	12,554,583
23 山中湖村	31,670,880	40,349,100	114,830	72,134,810	43,411,772	9,260,044
24 鳴沢村	18,087,480	14,216,760	30,160	32,334,400	26,852,876	7,478,823
25 富士河口湖町	126,965,890	86,768,284	693,976	214,428,150	190,777,036	50,987,632
26 小菅村	4,991,910	3,923,930	261,510	9,177,350	9,764,962	3,474,039
27 丹波山村	3,190,170	530,190	0	3,720,360	8,780,917	3,291,494
広域連合	4,918,073,850	2,835,253,217	21,983,003	7,775,310,070	8,139,448,983	2,050,249,557

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [令和3年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	令和2年度負担金
1 甲府市	186,438	30,489	1,925,926	53,348,446	54,557,889	109,832,000	105,678,000
2 富士吉田市	47,997	7,573	1,925,926	13,734,139	13,551,343	29,211,000	28,186,000
3 都留市	29,511	4,612	1,925,926	8,444,448	8,252,845	18,623,000	17,981,000
4 山梨市	34,044	6,212	1,925,926	9,741,547	11,115,931	22,783,000	21,934,000
5 大月市	22,962	4,920	1,925,926	6,570,479	8,803,989	17,300,000	16,902,000
6 韭崎市	28,764	4,397	1,925,926	8,230,697	7,868,118	18,025,000	17,320,000
7 南アルプス市	71,249	9,579	1,925,926	20,387,600	17,140,937	39,455,000	37,785,000
8 北杜市	46,463	9,259	1,925,926	13,295,191	16,568,319	31,790,000	30,369,000
9 甲斐市	75,806	9,391	1,925,926	21,691,567	16,804,524	40,422,000	38,206,000
10 笛吹市	68,435	10,754	1,925,926	19,582,386	19,243,515	40,752,000	39,065,000
11 上野原市	22,518	4,257	1,925,926	6,443,431	7,617,598	15,987,000	15,504,000
12 甲州市	30,609	5,905	1,925,926	8,758,636	10,566,576	21,251,000	20,538,000
13 中央市	30,821	3,585	1,925,926	8,819,299	6,415,102	17,160,000	16,468,000
14 市川三郷町	15,407	3,302	1,925,926	4,408,648	5,908,693	12,243,000	11,813,000
15 早川町	979	299	1,925,926	280,137	535,039	2,741,000	2,688,000
16 身延町	10,957	3,038	1,925,926	3,135,299	5,436,284	10,498,000	10,393,000
17 南部町	7,370	1,680	1,925,926	2,108,894	3,006,240	7,041,000	6,887,000
18 富士川町	14,588	2,763	1,925,926	4,174,295	4,944,191	11,044,000	10,809,000
19 昭和町	20,661	1,904	1,925,926	5,912,058	3,407,072	11,245,000	10,688,000
20 道志村	1,629	292	1,925,926	466,131	522,513	2,915,000	2,787,000
21 西桂町	4,148	625	1,925,926	1,186,933	1,118,393	4,231,000	4,124,000
22 忍野村	9,615	838	1,925,926	2,751,292	1,499,541	6,177,000	5,910,000
23 山中湖村	5,832	834	1,925,926	1,668,802	1,492,383	5,087,000	4,812,000
24 鳴沢村	3,124	507	1,925,926	893,919	907,240	3,727,000	3,552,000
25 富士河口湖町	26,605	3,434	1,925,926	7,612,908	6,144,898	15,684,000	14,979,000
26 小菅村	693	174	1,925,926	198,299	311,361	2,436,000	2,366,000
27 丹波山村	540	145	1,925,926	154,519	259,467	2,340,000	2,256,000
広域連合	817,765	130,768	52,000,002	234,000,000	234,000,000	520,000,000	500,000,000

※ 市町村人口は、令和3年3月31日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない。

## 2 被保険者

### (1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。

（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第50条)	
1	県内に住所を有する、75歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

### (2) 被保険者の適用除外

(1)の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第51条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある者で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

### (3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることとなります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が75歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第55条の2）となります。

住所地特例対象施設 (高確法第55条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	特定施設（介護保険法第8条第11項指定介護保険施設）

### (4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者1人に1枚、75歳の誕生日までにお住まいの市町村から送付されます。

また、65歳～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は1年ごとに更新し、毎年8月1日から新しい保険証になりますが、令和4年度に限り令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴って、すべての被保険者に対して保険証を2回交付します。

なお、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された場合は、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者証見本（負担割合が1割から2割に変更する方の場合）

1 回目交付（制度改正まで）	2 回目交付（制度改正後）																
<table border="1"> <tr><td>被保険者名</td><td>後期 太郎</td></tr> <tr><td>被保険者番号</td><td>01234567</td></tr> <tr><td>負担割合</td><td>1割</td></tr> <tr><td>有効期限</td><td>令和 4年 9月 30日</td></tr> </table>	被保険者名	後期 太郎	被保険者番号	01234567	負担割合	1割	有効期限	令和 4年 9月 30日	<table border="1"> <tr><td>被保険者名</td><td>後期 太郎</td></tr> <tr><td>被保険者番号</td><td>01234567</td></tr> <tr><td>負担割合</td><td>2割 (令和4年9月30日までは1割)</td></tr> <tr><td>有効期限</td><td>令和 5年 7月 31日</td></tr> </table>	被保険者名	後期 太郎	被保険者番号	01234567	負担割合	2割 (令和4年9月30日までは1割)	有効期限	令和 5年 7月 31日
被保険者名	後期 太郎																
被保険者番号	01234567																
負担割合	1割																
有効期限	令和 4年 9月 30日																
被保険者名	後期 太郎																
被保険者番号	01234567																
負担割合	2割 (令和4年9月30日までは1割)																
有効期限	令和 5年 7月 31日																
<p>後期高齢者医療被保険者証</p> <p>有効期限 令和 4年 9月 30日 交付年月日 令和 4年 7月 1日</p> <p>被保険者番号 01234567 住所 甲府市重沢一丁目15番30号</p> <p>氏名 後期 太郎 性別 男 生年月日 昭和 10年 10月 10日 資格取得年月日 平成 20年 4月 1日 発行期日 平成 20年 4月 1日 一部負担金の割合 1割</p> <p>保険者番号 39190004 保険者名 山梨県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>後期高齢者医療被保険者証</p> <p>有効期限 令和 5年 7月 31日 交付年月日 令和 4年 9月 1日</p> <p>被保険者番号 01234567 住所 甲府市重沢一丁目15番30号</p> <p>氏名 後期 太郎 性別 男 生年月日 昭和 10年 10月 10日 資格取得年月日 平成 20年 4月 1日 発行期日 平成 20年 4月 1日 一部負担金の割合 2割(令和4年9月30日までは1割)</p> <p>保険者番号 39190004 保険者名 山梨県後期高齢者医療広域連合</p>																

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
平成 29 年度	818,455	125,587	1.82	15.34	1,094	▲ 3.44
平成 30 年度	812,641	128,780	2.54	15.85	1,121	2.47
令和元年度	806,734	130,050	0.99	16.12	1,106	▲ 1.34
令和 2 年度	805,756	129,550	▲ 0.38	16.08	1,106	0.00
令和 3 年度	800,598	131,280	1.34	16.40	1,039	▲ 6.06

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による翌年度 4 月 1 日現在の人口

[ 参考 ] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

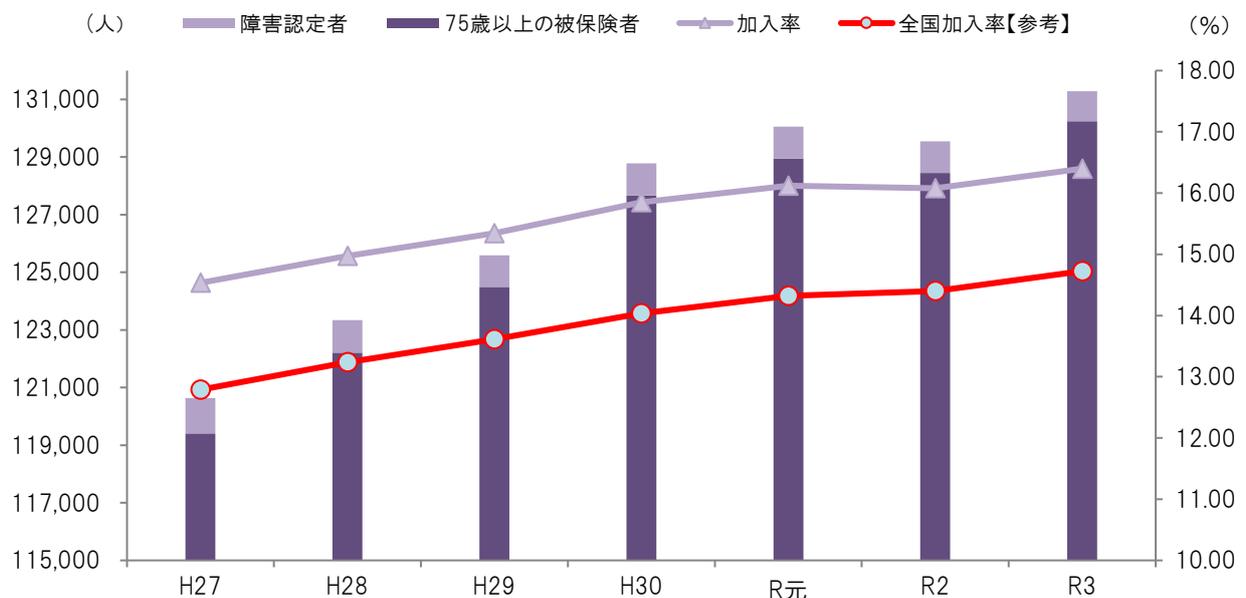
年 度	総人口 (全国)	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	増減率 (対前年度)	加入率 (被保険者数÷総人口)	人数	増減率 (対前年度)
平成 29 年度	126,501,966	17,218,881	2.63	13.61	316,720	▲3.24
平成 30 年度	126,253,652	17,718,119	2.90	14.03	309,400	▲2.31
令和元年度	125,929,817	18,031,647	1.77	14.32	300,732	▲2.80
令和 2 年度	125,416,930	18,060,182	0.16	14.40	297,003	▲1.24
令和 3 年度	125,190,000	18,433,623	2.07	14.72	280,158	▲5.67

※ 令和 2 年度以前の総人口（全国）は、総務省の「人口推計」による翌年度 4 月 1 日現在の総人口（確定値）

※ 令和 3 年度の総人口（全国）は、総務省の「人口推計」による翌年度 4 月 1 日現在の総人口（概算値）

※ 被保険者数・障害認定者数は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報（各年 3 月）」による

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
65 歳～69 歳	407	419	416	371	307
70 歳～74 歳	687	702	690	735	732
75 歳～79 歳	44,548	46,911	47,106	44,655	44,535
80 歳～84 歳	35,657	35,548	35,661	36,480	37,700
85 歳～89 歳	26,044	26,093	26,329	26,470	26,795
90 歳～94 歳	13,621	14,096	14,540	15,089	15,178
95 歳～99 歳	3,988	4,314	4,557	4,881	5,143
100 歳～	635	697	751	869	890
計	125,587	128,780	130,050	129,550	131,280
被扶養者であった被保険者 [再掲]	16,708	16,307	1,350	1,026	1,008

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
増	転入	373	379	374	404	453
	生活保護の廃止	76	70	67	82	82
	年齢到達	10,060	10,903	9,145	7,157	9,953
	その他	342	384	354	257	240
	計	10,851	11,736	9,940	7,900	10,728
減	転出	410	402	454	329	362
	生活保護の開始	217	272	266	233	294
	死亡	7,612	7,556	7,677	7,590	8,069
	その他	187	166	110	92	109
	計	8,426	8,396	8,507	8,244	8,834
増減差	転入－転出	▲37	▲23	▲80	75	91
	生活保護の廃止－開始	▲141	▲202	▲199	▲151	▲212
	年齢到達－死亡	2,448	3,347	1,468	▲433	1,884
	その他	155	218	244	165	131
	計	2,425	3,340	1,433	▲344	1,894

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [令和3年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村		被保険者数			[再掲]					
					障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
		人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1	甲府市	30,321	23.10	30,016	417	40.13	166	16.47	2,073	25.18
2	富士吉田市	7,501	5.71	7,473	16	1.54	101	10.02	416	5.05
3	都留市	4,564	3.48	4,516	1	0.10	37	3.67	248	3.01
4	山梨市	6,252	4.76	6,226	105	10.11	38	3.77	437	5.31
5	大月市	4,900	3.73	4,877	4	0.38	41	4.07	197	2.39
6	韭崎市	4,371	3.33	4,322	17	1.64	41	4.07	234	2.84
7	南アルプス市	9,785	7.45	9,642	116	11.16	95	9.42	590	7.17
8	北杜市	9,505	7.24	9,327	31	2.98	57	5.65	515	6.26
9	甲斐市	9,649	7.35	9,378	23	2.21	93	9.23	637	7.74
10	笛吹市	10,702	8.15	10,530	92	8.85	84	8.33	833	10.12
11	上野原市	4,230	3.22	4,223	5	0.48	20	1.98	246	2.99
12	甲州市	5,864	4.47	5,808	5	0.48	48	4.76	444	5.39
13	中央市	3,635	2.77	3,551	11	1.06	35	3.47	270	3.28
14	市川三郷町	3,311	2.52	3,329	73	7.03	16	1.59	114	1.38
15	早川町	284	0.22	294	1	0.10	1	0.10	11	0.13
16	身延町	2,992	2.28	3,040	50	4.81	12	1.19	80	0.97
17	南部町	1,676	1.28	1,687	21	2.02	14	1.39	43	0.52
18	富士川町	2,751	2.10	2,740	19	1.83	27	2.68	117	1.42
19	昭和町	1,959	1.49	1,917	5	0.48	19	1.88	208	2.53
20	道志村	311	0.24	308	3	0.29	0	0.00	23	0.28
21	西桂町	629	0.48	626	4	0.38	6	0.60	23	0.28
22	忍野村	871	0.66	853	6	0.58	6	0.60	47	0.57
23	山中湖村	862	0.66	841	2	0.19	10	0.99	106	1.29
24	鳴沢村	511	0.39	505	0	0.00	4	0.40	42	0.51
25	富士河口湖町	3,514	2.68	3,459	12	1.15	35	3.47	268	3.26
26	小菅村	182	0.14	185	0	0.00	0	0.00	8	0.10
27	丹波山村	148	0.11	153	0	0.00	2	0.20	2	0.02
	広域連合	131,280	100	129,825	1,039	100	1,008	100	8,232	100

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者  
 ※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値を計上しているため、広域連合の年度平均値と各市町村の年度平均値の合計は一致しません。

### 3 保険料の賦課

#### (1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

小菅村については、高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の規定に基づいて、平成20年度から平成25年度まで不均一賦課することを条例で定めていました。(差額は国県が1/2ずつ負担)。

#### (2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国平均からみた県の所得水準により比率が変化します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >

均等割（総額） 原則 50 %  
所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔 令和4度本算定時における賦課割合は、均等割 52.10% : 所得割 47.90% 〕

#### 均等割額

均等割（総額） ÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

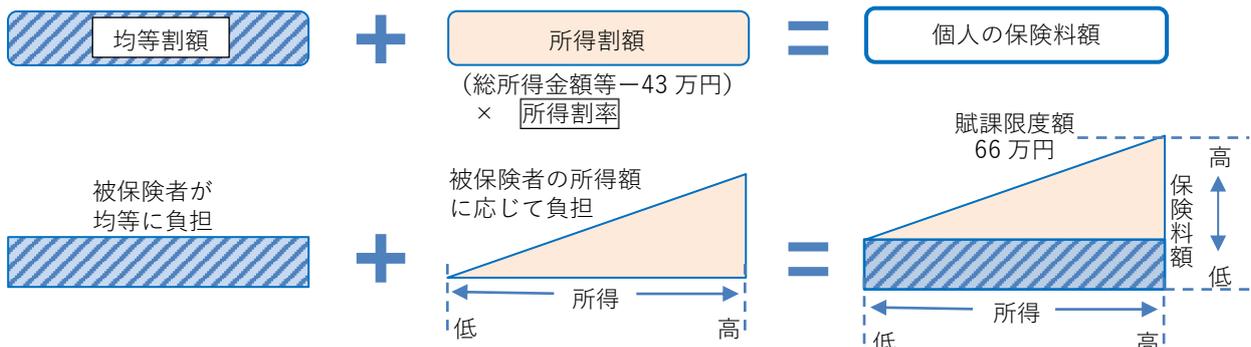
#### 所得割率

所得割（総額） ÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
平成24・25年度	7.86 %	39,670 円
平成26・27年度	7.86 %	40,490 円
平成28・29年度	7.86 %	40,490 円
平成30・令和元年度	7.86 %	40,490 円
令和2・3年度	7.86 %	40,490 円
令和4・5年度	8.30 %	40,980 円

#### (3) 個人の保険料額

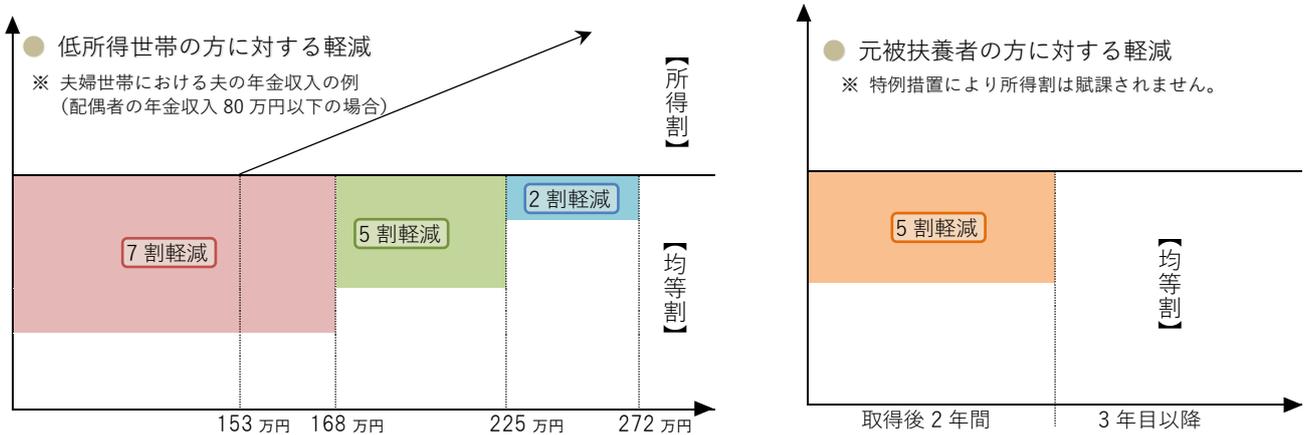
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



#### (4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、保険料の軽減に要する財源は、後期高齢者保険基盤安定負担金（下図の「低所得世帯の方に対する軽減」及び「元被扶養者の方に対する軽減」の網掛け部分に要する費用）により、県が 3/4、市町村が 1/4 を負担しています。



##### ① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減の対象となる条件（令和 3 年 4 月 1 日～）
7 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1)
均等割額 5 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 28.5 万円 × 被保険者数
2 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 52 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。  
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

##### ② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、資格取得後 2 年経過する月までの期間に限り、均等割額が 5 割軽減されます。なお、所得割額は賦課されません。

## (5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条)

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病又は収入の減少等)

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者	(内訳)							
		現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
	人数計	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成29年度	125,587	7,018	5.59	68,438	54.49	27,445	21.85	22,686	18.06
平成30年度	128,780	7,744	6.01	69,653	54.09	28,754	22.33	22,629	17.57
令和元年度	130,050	8,105	6.23	69,873	53.73	29,648	22.80	22,424	17.24
令和2年度	129,550	8,024	6.19	69,226	53.44	30,358	23.43	21,942	16.94
令和3年度	131,280	8,232	6.27	69,683	53.08	31,629	24.09	21,736	16.56

● 軽減被保険者の状況

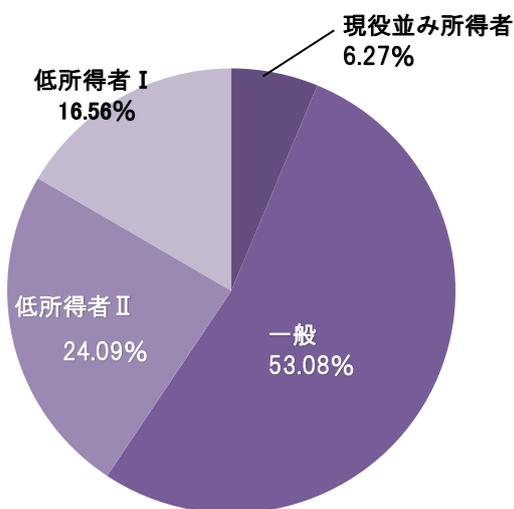
(年度末現在、単位：人、%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体 <sup>※1</sup>	136,274	-	137,671	-	137,037	-	139,208	-
均等割軽減者数								
7割 <sup>※2</sup>	59,780	43.87	60,202	43.73	60,131	43.88	61,418	44.12
(内訳)								
9割 (H30年度まで)	30,087	22.08	-	-	-	-	-	-
8.5割 (R元年度まで)	29,693	21.79	30,588	22.22	-	-	-	-
8割 (R2年度のみ)	-	-	29,614	21.51	-	-	-	-
7.75割 (R2年度のみ)	-	-	-	-	31,306	22.84	-	-
7割 (本則どおり)	-	-	-	-	28,825	21.03	61,418	44.12
5割 (被扶養者軽減を含む)	21,810	16.00	16,187	11.76	16,660	12.16	17,100	12.28
2割	11,332	8.32	12,484	9.07	13,041	9.52	13,092	9.40

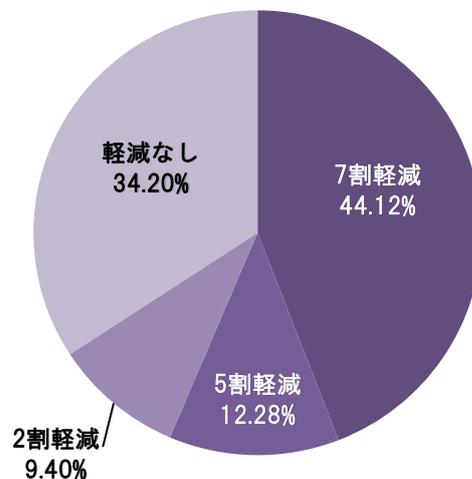
※1 保険料の調定情報に基づく被保険者数を計上しているため、年度末の被保険者数とは一致しません。

※2 特例措置により本則の7割を超えて保険料軽減が実施されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ、令和3年度を以て本則どおりの軽減率となっています。

● 所得区分の割合 [令和3年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [令和3年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目		平成 26 ・ 27 年度	平成 28 ・ 29 年度	平成 30 ・ 令和元年度	令和 2 ・ 3 年度	令和 4 ・ 5 年度
均一賦課	所得割率	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%	8.30%
	均等割額	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,980 円
不均一賦課 (小菅村)	調整割合	平成 25 年度ま で実施 (法附則で定め る期間の経過に より解消)	⇒	⇒	⇒	⇒
	所得割率					
	均等割額					
賦課限度額 (法定)		57 (57) 万円	57 (57) 万円	62 (62) 万円	64 (64) 万円	66 (66) 万円

イ 賦課割合

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
所得割	43.90%	44.94%	45.63%	45.79%	45.69%	47.90%
均等割	56.10%	55.06%	54.37%	54.21%	54.31%	52.10%

※ 賦課割合は、本算定時 (7 月 1 日) の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
軽減前賦課額		72,176 円	73,542 円	74,468 円	74,687 円	74,549 円	78,650 円
	増減額	943 円	1,366 円	926 円	219 円	▲138 円	4,101 円
	対前年度増減率	1.32%	1.89%	1.26%	0.29%	▲0.18%	5.50%
軽減後賦課額		50,927 円	53,414 円	56,376 円	58,000 円	58,360 円	62,172 円
	増減額	2,361 円	2,487 円	2,962 円	1,624 円	360 円	3,812 円
	対前年度増減率	4.86%	4.88%	5.55%	2.88%	0.62%	6.53%

※ 各項目の数値は、本算定時 (7 月 1 日) の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したものの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したものの。

[ 参考 ] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者1人当たり平均保険料額(月額)				
	令和4・5年度				令和2・3年度		令和4・5年度		R2・3年度	H30・R1年度	
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	所得割率	保険料額	順位	保険料額	保険料額	
全 国	47,777	—	9.34	—	46,987	9.12	6,472	—	6,358	5,958	
北 海 道	51,892	11	10.98	2	52,048	10.98	6,014	18	5,995	5,578	
青 森 県	44,400	35	8.80	31	44,400	8.30	4,267	46	4,165	3,524	
岩 手 県	40,900	46	7.36	47	38,000	7.36	4,269	45	3,941	3,699	
宮 城 県	44,640	33	8.62	36	42,240	7.97	5,687	27	5,324	5,100	
秋 田 県	44,310	36	8.27	45	43,100	8.38	4,097	47	3,975	3,485	
山 形 県	43,100	41	8.80	31	43,100	8.68	4,613	43	4,535	3,995	
福 島 県	44,300	37	8.48	39	43,300	8.23	4,922	41	4,732	4,372	
茨 城 県	46,000	30	8.50	38	46,000	8.50	5,842	21	5,798	5,074	
栃 木 県	43,200	40	8.54	37	43,200	8.54	5,352	32	5,377	5,135	
群 馬 県	45,700	32	8.89	28	43,600	8.60	5,499	30	5,368	5,150	
埼 玉 県	44,170	38	8.38	42	41,700	7.96	6,564	10	6,260	6,138	
千 葉 県	43,400	39	8.39	41	43,400	8.39	6,648	9	6,633	6,195	
東 京 都	46,400	27	9.49	19	44,100	8.72	8,737	1	8,360	8,265	
神 奈 川 県	43,100	41	8.78	33	43,800	8.74	7,886	2	7,858	7,457	
新 潟 県	40,400	47	7.84	46	40,400	7.84	4,552	44	4,474	3,967	
富 山 県	46,800	26	8.82	30	46,800	8.82	5,684	28	5,695	5,280	
石 川 県	48,500	21	9.53	17	47,520	9.33	6,036	17	5,900	5,678	
福 井 県	49,700	17	9.70	15	47,800	8.90	6,230	14	5,810	5,150	
山 梨 県	40,980	44	8.30	43	40,490	7.86	5,109	39	4,934	4,661	
長 野 県	40,907	45	8.43	40	40,907	8.43	5,260	36	5,227	4,974	
岐 阜 県	46,023	29	8.90	27	44,411	8.55	5,840	22	5,645	5,007	
静 岡 県	42,500	43	8.29	44	42,100	8.07	5,897	20	5,808	5,511	
愛 知 県	49,398	19	9.57	16	48,765	9.64	7,593	3	7,638	6,981	
三 重 県	44,589	34	8.99	26	44,589	8.99	5,689	26	5,753	5,391	
滋 賀 県	46,160	28	8.70	34	45,512	8.70	6,168	16	6,161	5,688	
京 都 府	53,420	9	10.46	7	53,110	9.98	7,202	5	7,001	6,363	
大 阪 府	54,461	5	11.12	1	54,111	10.52	7,305	4	7,286	6,768	
兵 庫 県	50,147	16	10.28	10	51,371	10.49	6,960	7	7,243	6,848	
奈 良 県	50,500	14	9.93	13	48,100	9.41	7,096	6	6,947	6,372	
和 歌 山 県	50,317	15	9.33	21	50,304	9.51	5,393	31	5,376	4,683	
鳥 取 県	47,436	25	9.10	22	42,480	8.07	5,097	40	4,614	4,378	
島 根 県	50,880	12	9.35	20	50,640	9.55	5,347	34	5,265	4,299	
岡 山 県	47,500	24	9.50	18	46,600	9.17	5,917	19	5,790	5,585	
広 島 県	45,840	31	8.67	35	46,451	8.84	6,198	15	6,254	5,995	
山 口 県	53,417	10	10.34	8	53,847	10.48	6,252	13	6,362	6,052	
徳 島 県	56,044	3	10.47	6	55,000	10.28	5,718	25	5,583	5,129	
香 川 県	50,800	13	9.80	14	49,800	9.78	6,326	12	6,122	5,594	
愛 媛 県	49,140	20	9.09	23	47,720	9.02	5,262	35	5,047	4,667	
高 知 県	55,500	4	10.50	5	54,316	10.49	5,729	24	5,620	5,534	
福 岡 県	56,435	2	10.54	4	55,687	10.77	6,811	8	6,765	6,589	
佐 賀 県	54,100	6	10.23	12	52,300	10.06	5,783	23	5,579	5,184	
長 崎 県	49,400	18	9.03	25	47,200	8.98	5,249	38	4,954	4,569	
熊 本 県	54,000	7	10.26	11	50,600	9.95	5,518	29	5,216	4,608	
大 分 県	53,600	8	10.32	9	47,000	9.06	5,257	37	4,964	4,695	
宮 崎 県	48,400	23	9.08	24	48,400	9.08	4,718	42	4,648	4,351	
鹿 児 島 県	56,900	1	10.88	3	55,100	10.38	5,350	33	5,108	4,402	
沖 縄 県	48,440	22	8.88	29	48,440	8.88	6,346	11	6,316	5,890	

- 均一保険料率及び令和4・5年度、令和2・3年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率について」(令和4年4月1日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より
- 平成30・令和元年度の被保険者1人当たり平均保険料額(月額)は、「後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について」(令和2年4月17日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース)より

## 4 保険料の徴収

### (1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

### (2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

#### ① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

#### ② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	Ⓐ		Ⓐ		Ⓐ		ⓑ		ⓑ		ⓑ	
普通徴収(口座振替・納付書)				ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ

Ⓐ … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

ⓑ … 本算定後の保険料。

### (3) 未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」(以下、「短期証」という。)や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担(後に申請により保険給付分を請求することができます)していただく「被保険者資格証明書」(以下、「資格証明書」という。)が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

#### ① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。(山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱)

#### ② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について  
(平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号)
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について  
(平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号)

### (4) 保険料が不足する場合への対応(財政安定化基金)

保険料の収納不足や医療給付費等の増大によって財源不足が生じる場合、不足する金額の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が都道府県毎に設置されており、その基金の財源は、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担しています。

山梨県では、平成 20 年度から 25 年度まで給付見込額の 0.09% (拠出率) を基金に積み立てておりましたが、平成 26 年度以降は、収入不足に対応するための必要額が基金に確保されている(令和 3 年度末時点の基金残高 約 14 億円)ことから、拠出率は 0%としております。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度増減
平成 29 年度	6,510,500,610	100.00	6,476,930,219	99.48	0.00
現年度分	6,488,682,740	99.66	6,455,639,558	99.49	0.00
特別徴収	4,067,626,320	62.69	4,067,626,320	100.00	0.00
普通徴収	2,421,056,420	37.31	2,388,013,238	98.63	▲0.05
過年度分	21,817,870	0.34	21,290,661	97.58	1.08
平成 30 年度	6,982,645,400	100.00	6,945,336,710	99.46	▲0.02
現年度分	6,959,797,600	99.67	6,923,768,520	99.48	▲0.01
特別徴収	4,281,879,410	61.52	4,281,879,410	100.00	0.00
普通徴収	2,677,918,190	38.48	2,641,889,110	98.65	0.02
過年度分	22,847,800	0.33	21,568,190	94.39	▲3.19
令和元年度	7,452,731,990	100.00	7,420,439,470	99.56	0.10
現年度分	7,435,497,410	99.77	7,403,357,320	99.56	0.08
特別徴収	4,607,986,780	61.97	4,607,986,780	100.00	0.00
普通徴収	2,827,510,630	38.03	2,795,370,540	98.86	0.21
過年度分	17,234,580	0.23	17,082,150	99.11	4.72
令和 2 年度	7,666,279,030	100.00	7,642,259,081	99.68	0.12
現年度分	7,655,216,030	99.86	7,631,362,021	99.68	0.12
特別徴収	4,839,250,590	63.22	4,839,250,590	100.00	0.00
普通徴収	2,815,965,440	36.78	2,792,111,431	99.15	0.29
過年度分	11,063,000	0.14	10,897,060	98.50	▲0.61
令和 3 年度	7,766,181,860	100.00	7,738,960,440	99.64	▲0.04
現年度分	7,752,527,600	99.82	7,725,927,610	99.65	▲0.03
特別徴収	4,902,591,770	63.24	4,902,591,770	100.00	0.00
普通徴収	2,849,935,830	36.76	2,823,335,840	99.06	▲0.09
過年度分	13,654,260	0.18	13,032,830	95.44	▲3.06

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度増減	不納欠損額
平成 29 年度	49,759,059	26,637,073	53.53	▲2.38	3,918,910
平成 30 年度	52,537,727	28,454,327	54.15	0.62	6,423,952
令和元年度	54,546,898	30,639,785	56.17	2.02	4,767,089
令和 2 年度	50,914,624	29,318,491	57.58	1.41	6,088,800
令和 3 年度	39,185,262	21,886,123	55.85	▲1.73	4,328,872

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

● 市町村別収納状況 [令和3年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不納 欠損額
	現年度分		過年度分	計	構成 比率				
	特別徴収	普通徴収							
1 甲 府 市	1,184,381,280	751,919,440	4,667,270	1,940,967,990	25.0	1,933,391,094	7,576,896	99.60	0
2 富 士 吉 田 市	253,592,600	142,337,480	1,068,130	396,998,210	5.1	395,825,952	1,172,258	99.70	0
3 都 留 市	164,778,270	89,476,940	150,550	254,405,760	3.3	253,564,440	841,320	99.66	0
4 山 梨 市	226,865,900	147,672,400	732,370	375,270,670	4.8	373,240,070	2,030,600	99.45	0
5 大 月 市	194,191,040	66,609,390	296,690	261,097,120	3.4	260,681,500	415,620	99.84	0
6 韮 崎 市	170,028,040	78,092,910	209,410	248,330,360	3.2	247,252,930	1,077,430	99.56	4,430
7 南アルプス市	360,370,950	191,339,510	914,810	552,625,270	7.1	550,684,400	1,940,870	99.64	0
8 北 杜 市	380,078,650	164,538,690	866,580	545,483,920	7.0	544,527,920	956,000	99.82	0
9 甲 斐 市	389,003,020	211,261,040	1,060,690	601,324,750	7.7	599,520,560	1,804,190	99.69	0
10 笛 吹 市	331,296,180	309,009,330	1,052,290	641,357,800	8.3	636,920,480	4,437,320	99.30	0
11 上 野 原 市	181,571,350	77,394,200	466,000	259,431,550	3.3	258,650,450	781,100	99.69	0
12 甲 州 市	217,505,570	135,691,080	343,850	353,540,500	4.6	352,541,910	998,590	99.71	0
13 中 央 市	133,616,630	92,868,610	169,340	226,654,580	2.9	225,756,390	898,190	99.60	0
14 市川三郷町	117,542,250	34,849,760	22,430	152,414,440	2.0	151,780,320	634,120	99.58	0
15 早 川 町	9,995,580	3,686,690	940	13,683,210	0.2	13,683,210	0	100.0	0
16 身 延 町	109,526,230	34,465,010	302,450	144,293,690	1.9	144,040,830	252,860	99.82	0
17 南 部 町	65,750,760	16,399,900	267,650	82,418,310	1.1	82,418,310	0	100.0	0
18 富 士 川 町	97,618,360	39,984,080	62,970	137,665,410	1.8	137,512,110	153,300	99.88	0
19 昭 和 町	68,528,610	81,011,220	178,980	149,718,810	1.9	149,307,340	411,470	99.72	0
20 道 志 村	12,687,240	6,086,850	0	18,774,090	0.2	18,767,760	6,330	99.96	0
21 西 桂 町	19,265,590	10,263,870	5,120	29,534,580	0.4	29,534,580	0	100.0	0
22 忍 野 村	29,042,070	18,208,060	85,660	47,335,790	0.6	47,332,760	3,030	99.99	0
23 山 中 湖 村	31,655,160	41,107,970	22,860	72,785,990	0.9	72,583,790	202,200	99.72	0
24 鳴 沢 村	18,156,930	14,245,820	34,210	32,436,960	0.4	32,436,960	0	100.0	0
25 富 士 河 口 湖 町	126,543,700	87,077,760	655,630	214,277,090	2.8	213,649,364	627,726	99.70	0
26 小 菅 村	4,964,950	3,498,370	0	8,463,320	0.1	8,463,320	0	100.0	0
27 丹 波 山 村	4,034,860	839,450	17,380	4,891,690	0.1	4,891,690	0	100.0	0
広 域 連 合	4,902,591,770	2,849,935,830	13,654,260	7,766,181,860	100	7,738,960,440	27,221,420	99.64	4,430

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

## イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	12,973,548	33.11	5,734,032	7,239,516	44.19	2,625,863	20.24
2 富 士 吉 田 市	997,910	2.55	618,650	379,260	61.99	61,940	6.21
3 都 留 市	1,202,730	3.07	930,970	271,760	77.40	5,960	0.50
4 山 梨 市	2,778,502	7.09	1,588,743	1,189,759	57.17	445,940	16.05
5 大 月 市	1,139,594	2.91	564,315	575,279	49.51	114,540	10.05
6 韭 崎 市	1,319,725	3.37	634,374	685,351	48.06	54,310	4.12
7 南アルプス市	1,622,750	4.14	1,255,670	367,080	77.37	261,190	16.10
8 北 杜 市	1,158,820	2.96	705,710	453,110	60.89	200,910	17.34
9 甲 斐 市	2,371,080	6.05	1,694,140	676,940	71.45	19,320	0.81
10 笛 吹 市	4,641,760	11.85	3,527,690	1,114,070	75.99	131,250	2.83
11 上 野 原 市	1,670,880	4.26	473,680	1,197,200	28.34	115,930	6.94
12 甲 州 市	3,231,004	8.25	1,358,733	1,872,271	42.05	19,040	0.59
13 中 央 市	399,670	1.02	329,470	70,200	82.43	53,580	13.41
14 市 川 三 郷 町	474,210	1.21	384,120	90,090	81.00	40,490	8.54
15 早 川 町	0	0.00	0	0	-	0	-
16 身 延 町	722,240	1.84	307,330	414,910	42.55	0	0.00
17 南 部 町	181,600	0.46	72,690	108,910	40.02	0	0.00
18 富 士 川 町	81,260	0.21	0	81,260	0.00	30,000	36.92
19 昭 和 町	437,950	1.12	387,860	50,090	88.56	14,040	3.21
20 道 志 村	361,100	0.92	249,070	112,030	68.97	0	0.00
21 西 桂 町	0	0.00	0	0	-	0	-
22 忍 野 村	4,439	0.01	0	4,439	0.00	4,439	100.00
23 山 中 湖 村	187,230	0.48	114,830	72,400	61.33	0	0.00
24 鳴 沢 村	0	0.00	0	0	-	0	-
25 富 士 河 口 湖 町	925,100	2.36	692,536	232,564	74.86	130,130	14.07
26 小 菅 村	302,160	0.77	261,510	40,650	86.54	0	0.00
27 丹 波 山 村	0	0.00	0	0	-	0	-
広 域 連 合	39,185,262	100	21,886,123	17,299,139	55.85	4,328,872	11.05

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	短期証交付者数							資格証明書交付者数	
		8月1日 現在	割合	〈内訳〉					8月1日 現在	割合
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他		
平成29年度	123,942	423	0.34	16	163	1	242	1	0	0.00
平成30年度	126,437	337	0.27	3	136	0	198	0	0	0.00
令和元年度	129,306	342	0.26	1	152	0	189	0	0	0.00
令和2年度	130,062	292	0.22	2	151	1	136	2	0	0.00
令和3年度	129,363	283	0.22	0	119	2	161	1	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
平成29年度	21	0	0	8	3,081千円
平成30年度	24	0	0	7	1,466千円
令和元年度	21	0	0	13	1,730千円
令和2年度	15	1	0	16	1,911千円
令和3年度	7	0	0	4	1,624千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
平成29年度	565	3,919,920	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
平成30年度	610	6,456,782	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和元年度	608	4,768,949	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和2年度	564	6,089,200	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和3年度	599	4,333,302	死亡（相続人なし・相続放棄・処分財産なし）、生活困窮、居所不明、国外転出、生活保護、時効

## 5 保険給付

### (1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関等に支払う窓口負担金の割合は、下表1のとおりとなります。

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割または2割負担になります。

なお、令和4年1月1日から、公簿等により収入額が下表2のいずれかの条件に該当していることを市町村で確認できる場合、「基準収入額適用申請書」の提出を不要とすることができるようになりました。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般Ⅱ (令和4年10月1日から)	課税	① 世帯内に被保険者が1人の場合 ・「住民税課税所得が28万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が200万円以上」 ② 世帯内に被保険者が2人以上の場合 ・「同じ世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税課税所得額が28万円以上」かつ「本人および同じ世帯の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額が合計320万円以上」	2割
一般Ⅰ	課税	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得（年金所得の控除額は80万円として計算）が0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割または2割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

## (2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき	3	事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき
2	世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき	4	干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

## (3) 療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の1割または3割（割合は前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

## (4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合、海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）に、申請により保険者負担分の金額が給付されます。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除く）

## (5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		自己負担限度額	
		外 来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円 以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円)	
	Ⅱ 課税所得 380 万円 以上 690 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円)	
	Ⅰ 課税所得 145 万円 以上 380 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)	
一 般 Ⅱ <sup>※1</sup>		「6,000 円 + (医療費 <sup>※2</sup> - 30,000 円) × 10%」又は 「18,000 円」のいずれかの 低い金額を適用 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)
一 般 Ⅰ		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※1 特定疾病療養受療証による療養給付を受けた方や国公費の療養給付を受けた方の場合、外来医療にかかる自己負担限度額の算定方法が異なります。

※2 医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算します。

## (6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 + 介護保険
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一 般 Ⅰ・Ⅱ		56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

## (7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

### ● 入院時の食費

所得区分	食費 (1食)	
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	460 円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円
	過去12か月で 90日を超える入院	160 円
低所得者Ⅰ	100 円	

### ● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ	460 円※ <sup>1</sup>	
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では420円の場合があります。

## (8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

## (9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

## (10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、また入院時の食事代等が減額されます。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費（食費、居住費を除く）と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 令和**年7月31日 交付年月日 令和**年8月1日			
被保険者番号	*****		
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日	令和**年 8月 1日		
適 用 区 分	区分Ⅰ		
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印		

★限度額適用認定証

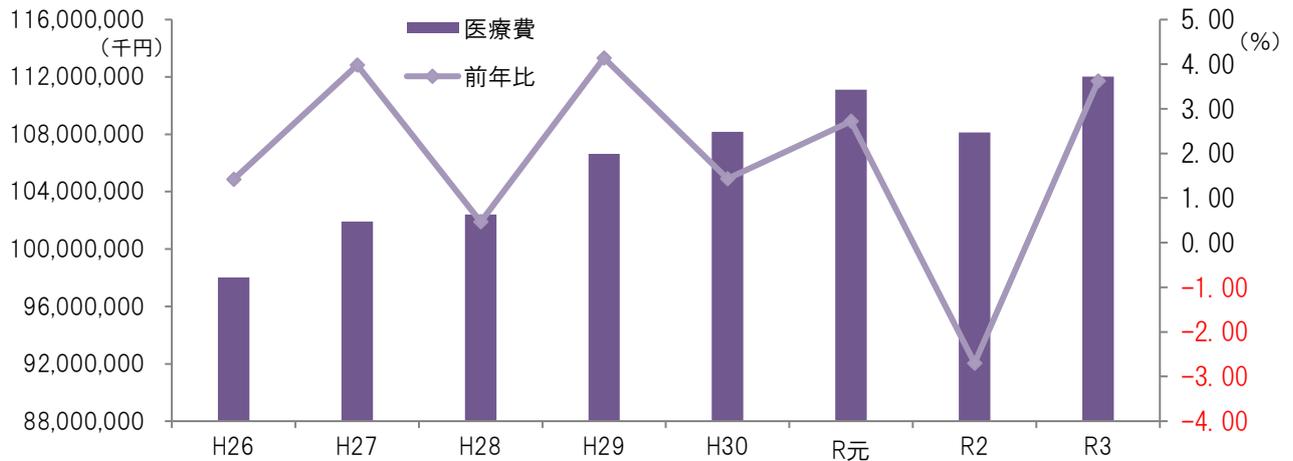
所得区分が現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得 145 万円以上 690 万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、医療費の窓口支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限 令和**年7月31日 交付年月日 令和**年8月1日			
被保険者番号	*****		
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日	令和**年 8月 1日		
適 用 区 分	現役Ⅰ		
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印		

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
平成 28 年度	102,408,574,096	0.47	94,016,788,052	3,766,346,783	90,033,592	8,391,786,044	91.81
	3 割	4.93	3,923,346,628	530,993,191	7,766,633	890,300,940	81.50
	1 割	0.26	90,093,441,424	3,235,353,592	82,266,959	7,501,485,104	92.31
平成 29 年度	106,645,669,482	4.14	97,765,826,443	3,857,303,713	91,590,887	8,879,843,039	91.67
	3 割	8.85	4,255,623,751	579,487,715	10,742,430	983,949,483	81.22
	1 割	3.91	93,510,202,692	3,277,815,998	80,848,457	7,895,893,556	92.21
平成 30 年度	108,175,492,489	1.43	98,708,925,032	3,845,414,526	39,556,486	9,466,567,457	91.25
	3 割	6.45	4,466,791,211	543,116,799	4,271,975	1,110,873,845	80.08
	1 割	1.18	94,242,133,821	3,302,297,727	35,284,511	8,355,693,612	91.86
令和元年度	111,117,797,849	2.72	101,431,327,813	3,983,777,972	102,498,925	9,686,470,036	91.28
	3 割	5.30	4,650,945,249	516,791,694	10,777,986	1,222,290,548	79.19
	1 割	2.58	96,780,382,564	3,466,986,278	91,720,939	8,464,179,488	91.96
令和 2 年度	108,117,602,555	▲2.70	98,962,139,651	4,071,759,850	109,235,634	9,155,462,904	91.53
	3 割	▲0.49	4,655,664,144	562,106,854	10,066,899	1,188,668,814	79.66
	1 割	▲2.82	94,306,475,507	3,509,652,996	99,168,735	7,966,794,090	92.21
令和 3 年度	112,027,925,156	3.62	102,635,746,611	4,297,077,489	106,684,305	9,392,178,545	91.62
	3 割	5.69	4,962,793,824	609,782,533	9,486,825	1,214,108,215	80.34
	1 割	3.50	97,672,952,787	3,687,294,956	97,197,480	8,178,070,330	92.27

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件当たり額
平成29年度	7,496	374,800,000	50,000
平成30年度	7,472	373,600,000	50,000
令和元年度	7,517	375,850,000	50,000
令和2年度	7,520	376,000,000	50,000
令和3年度	7,793	389,650,000	50,000

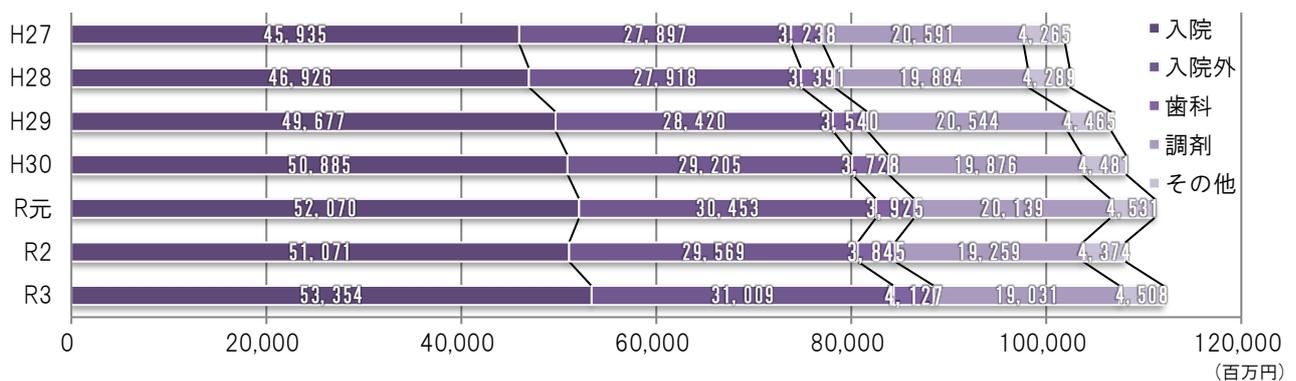
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等	
H29年度	費用額	106,645,669	4.14	49,676,570	28,419,986	3,539,776	20,544,437	439,242	2,851,022	1,174,636
	件数	3,567,860	2.83	95,029	1,842,964	238,753	1,313,565	5,543	90,020	72,006
H30年度	費用額	108,175,492	1.43	50,884,796	29,205,171	3,728,281	19,876,203	448,586	2,870,268	1,162,188
	件数	3,656,879	2.50	96,482	1,878,414	254,206	1,348,853	5,926	91,511	72,998
R元年度	費用額	111,117,798	2.72	52,070,218	30,453,165	3,924,634	20,139,237	482,248	2,885,387	1,162,909
	件数	3,758,914	2.79	95,979	1,918,042	277,003	1,386,537	6,452	91,114	74,901
R2年度	費用額	108,117,603	▲2.70	51,071,400	29,568,801	3,844,796	19,258,931	559,102	2,791,391	1,023,182
	件数	3,574,775	▲4.90	93,613	1,818,392	253,819	1,337,070	7,125	86,434	64,756
R3年度	費用額	112,027,925	3.62	53,353,688	31,008,547	4,126,859	19,030,862	596,380	2,841,012	1,070,577
	件数	3,657,841	2.32	94,782	1,855,301	276,104	1,358,839	7,460	88,636	65,355

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



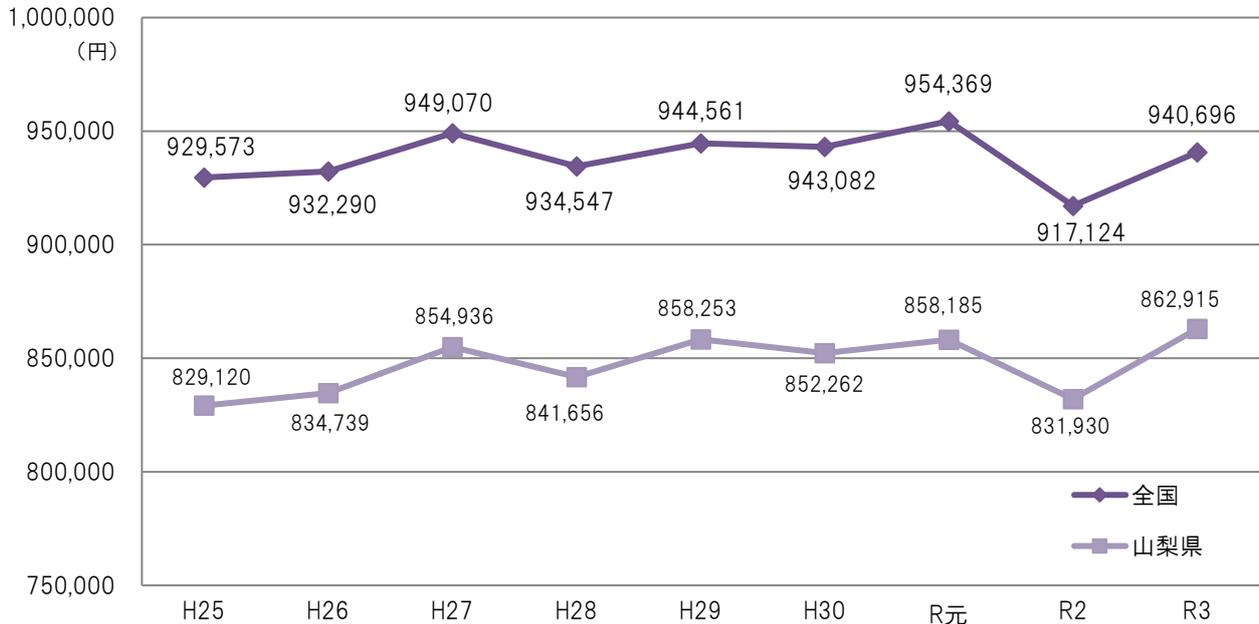
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
平成29年度	858,253	1.97	399,782	228,716	28,487	165,336	3,535	22,944	9,451
3割	776,924	1.17	328,377	227,672	32,949	160,429	3,273	15,249	8,974
1割	862,920	2.04	403,880	228,776	28,231	165,617	3,550	23,386	9,481
平成30年度	852,262	▲0.70	400,897	230,093	29,373	156,595	3,534	22,613	9,156
3割	763,708	▲1.70	322,390	231,978	33,064	150,618	2,936	14,481	8,241
1割	857,669	▲0.61	405,690	229,978	29,148	156,960	3,571	23,110	9,212
令和元年度	858,185	0.70	402,149	235,196	30,311	155,539	3,724	22,284	8,981
3割	747,136	▲2.17	299,594	241,744	34,990	149,989	2,548	13,343	4,928
1割	865,363	0.90	408,778	234,773	30,008	155,898	3,801	22,862	9,243
令和2年度	831,930	▲3.06	392,978	227,522	29,584	148,191	4,302	21,479	7,873
3割	732,924	▲1.90	291,103	234,175	33,817	151,257	3,876	12,490	6,206
1割	838,402	▲3.12	399,637	227,087	29,308	147,991	4,330	22,066	7,982
令和3年度	862,915	3.72	410,966	238,849	31,788	146,589	4,594	21,883	8,246
3割	775,019	5.74	312,590	248,739	35,669	153,814	4,427	12,824	6,956
1割	868,665	3.61	417,401	238,202	31,534	146,116	4,605	22,476	8,331

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移 (全国との比較)



※ 全国の H25～R2 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (年報)』による。(対象期間は 3 月から 2 月)

※ 全国の R3 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告 (月報) 速報値』からの推計による。(対象期間は 3 月から 2 月)

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
1	甲 府 市	26,957,539	27,629,106	27,655,269	27,213,191	27,787,637
2	富 士 吉 田 市	5,817,243	5,985,353	6,327,892	6,032,916	6,160,251
3	都 留 市	3,323,888	3,364,429	3,445,245	3,237,027	3,531,938
4	山 梨 市	5,256,894	5,333,356	5,536,590	5,497,591	5,706,030
5	大 月 市	4,218,735	4,158,129	4,107,248	4,010,227	3,924,747
6	韭 崎 市	3,299,269	3,363,020	3,541,330	3,382,788	3,594,114
7	南アルプス市	7,395,874	7,622,994	8,078,521	7,828,729	8,298,898
8	北 杜 市	6,633,318	6,658,020	6,826,918	6,530,903	6,950,744
9	甲 斐 市	6,894,452	7,162,858	7,556,382	7,458,864	8,035,717
10	笛 吹 市	9,153,016	9,121,619	9,625,065	9,493,631	9,882,586
11	上 野 原 市	3,288,744	3,396,755	3,531,383	3,284,872	3,455,140
12	甲 州 市	4,748,560	4,872,570	4,700,003	4,853,300	5,001,845
13	中 央 市	2,799,187	2,810,370	3,198,752	3,037,510	3,182,773
14	市 川 三 郷 町	2,942,870	2,809,365	2,832,949	2,605,282	2,716,797
15	早 川 町	387,600	355,340	291,461	293,719	235,677
16	身 延 町	3,109,336	2,924,465	2,892,104	2,717,275	2,726,542
17	南 部 町	1,467,287	1,483,254	1,501,910	1,392,301	1,358,433
18	富 士 川 町	2,044,729	2,069,395	2,135,860	2,168,631	2,274,474
19	昭 和 町	1,473,424	1,577,952	1,625,710	1,673,960	1,711,154
20	道 志 村	257,560	248,959	272,324	234,261	249,826
21	西 桂 町	562,199	534,564	614,476	575,164	579,340
22	忍 野 村	673,994	739,069	697,532	675,184	717,582
23	山 中 湖 村	587,172	574,877	682,606	631,577	644,880
24	鳴 沢 村	338,756	340,933	402,080	341,195	369,906
25	富士河口湖町	2,682,079	2,799,042	2,782,748	2,725,599	2,680,929
26	小 菅 村	165,478	115,827	130,746	116,551	133,596
27	丹 波 山 村	166,468	123,871	124,694	105,354	116,370
	広 域 連 合	106,645,669	108,175,492	111,117,798	108,117,603	112,027,925

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		療養給付費	療養給付費	療養給付費	療養給付費	療養給付費
1	甲 府 市	24,758,148	25,252,539	25,314,486	24,996,722	25,504,159
2	富 士 吉 田 市	5,331,644	5,465,553	5,780,617	5,506,705	5,638,864
3	都 留 市	3,036,098	3,061,227	3,134,734	2,941,539	3,230,729
4	山 梨 市	4,809,685	4,872,980	5,060,829	5,046,456	5,242,699
5	大 月 市	3,876,471	3,797,225	3,750,278	3,663,304	3,589,934
6	韭 崎 市	3,018,551	3,067,772	3,227,772	3,099,098	3,285,789
7	南アルプス市	6,780,239	6,956,920	7,370,891	7,166,865	7,618,393
8	北 杜 市	6,080,227	6,066,440	6,215,511	5,966,993	6,351,036
9	甲 斐 市	6,327,259	6,534,294	6,901,562	6,830,378	7,362,219
10	笛 吹 市	8,403,611	8,320,248	8,790,840	8,699,161	9,062,165
11	上 野 原 市	3,003,160	3,091,007	3,220,745	2,989,958	3,158,256
12	甲 州 市	4,347,608	4,444,443	4,275,791	4,428,591	4,578,456
13	中 央 市	2,567,347	2,561,656	2,916,980	2,764,153	2,917,174
14	市川三郷町	2,706,666	2,568,985	2,577,205	2,392,092	2,487,789
15	早 川 町	361,963	328,063	268,513	273,248	216,733
16	身 延 町	2,858,365	2,671,325	2,641,099	2,492,203	2,503,405
17	南 部 町	1,342,684	1,343,560	1,365,413	1,264,859	1,238,449
18	富 士 川 町	1,851,938	1,880,131	1,941,534	1,990,173	2,091,694
19	昭 和 町	1,333,766	1,427,895	1,470,595	1,522,465	1,553,161
20	道 志 村	235,498	227,856	250,099	217,529	228,577
21	西 桂 町	518,613	489,720	566,330	522,550	533,896
22	忍 野 村	612,354	677,377	636,979	615,742	654,399
23	山 中 湖 村	529,652	517,219	618,034	572,626	581,840
24	鳴 沢 村	311,258	311,194	369,118	311,368	339,127
25	富士河口湖町	2,454,915	2,552,902	2,530,747	2,482,366	2,435,585
26	小 菅 村	153,065	106,065	119,449	106,943	123,544
27	丹 波 山 村	155,042	114,329	115,180	98,052	107,676
	広 域 連 合	97,765,826	98,708,925	101,431,328	98,962,140	102,635,747

(注) 療養給付費 = 医療費の保険者負担分

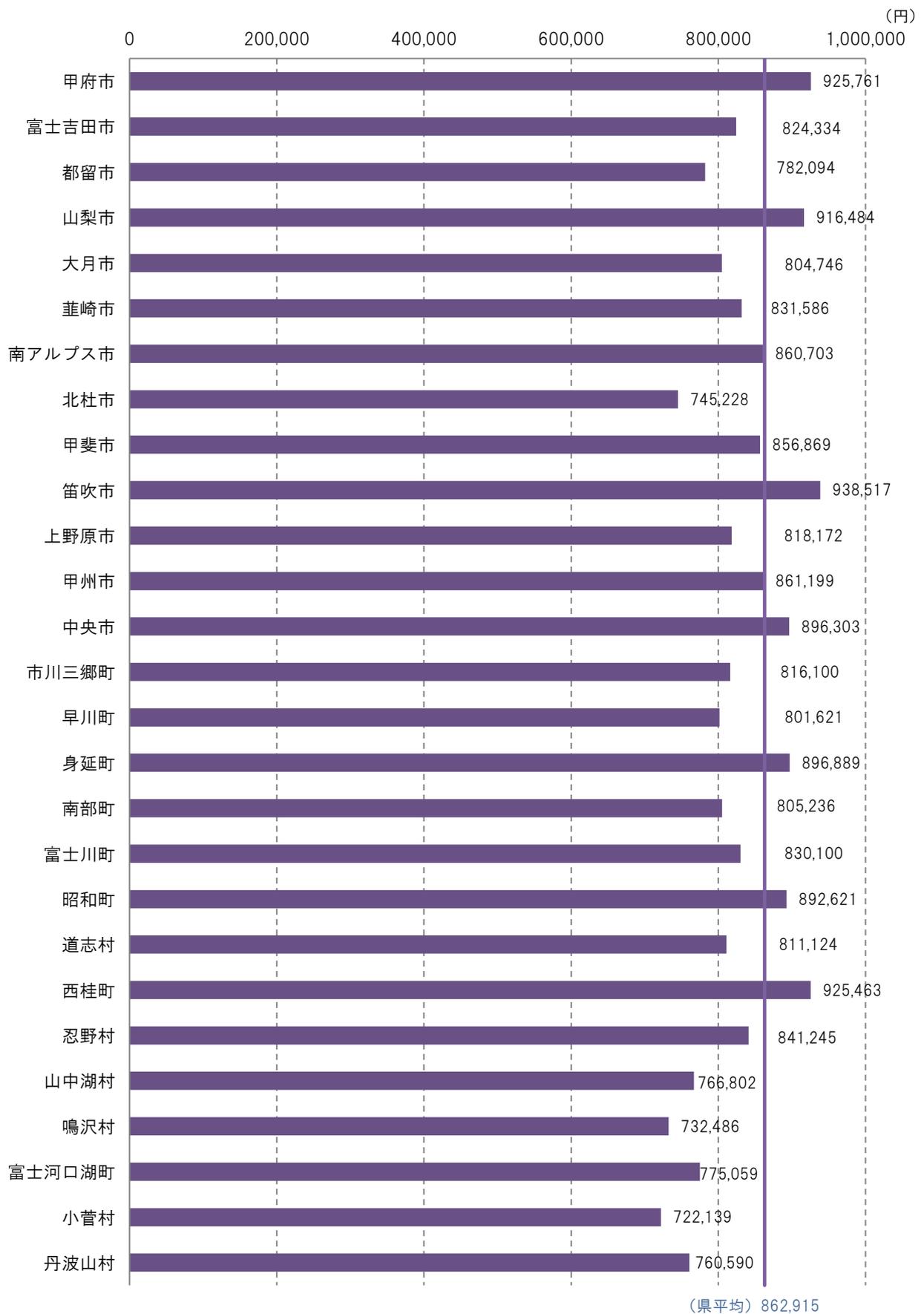
● 市町村別1人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村		令和2年度	令和3年度	対前年度	対前年度
		1人当たり医療費	1人当たり医療費	増減額	増減率
1	甲府市	903,522	925,761	22,239	2.46
2	富士吉田市	800,971	824,334	23,363	2.92
3	都留市	710,966	782,094	71,128	10.00
4	山梨市	882,155	916,484	34,329	3.89
5	大月市	811,787	804,746	▲7,041	▲0.87
6	韭崎市	783,960	831,586	47,626	6.08
7	南アルプス市	813,459	860,703	47,244	5.81
8	北杜市	709,033	745,228	36,195	5.10
9	甲斐市	818,396	856,869	38,473	4.70
10	笛吹市	905,794	938,517	32,723	3.61
11	上野原市	768,391	818,172	49,781	6.48
12	甲州市	831,899	861,199	29,300	3.52
13	中央市	858,054	896,303	38,249	4.46
14	市川三郷町	770,566	816,100	45,534	5.91
15	早川町	938,399	801,621	▲136,778	▲14.58
16	身延町	857,996	896,889	38,893	4.53
17	南部町	796,967	805,236	8,269	1.04
18	富士川町	773,406	830,100	56,694	7.33
19	昭和町	887,572	892,621	5,049	0.57
20	道志村	748,438	811,124	62,686	8.38
21	西桂町	894,500	925,463	30,963	3.46
22	忍野村	798,090	841,245	43,155	5.41
23	山中湖村	775,893	766,802	▲9,091	▲1.17
24	鳴沢村	687,894	732,486	44,592	6.48
25	富士河口湖町	796,726	775,059	▲21,667	▲2.72
26	小菅村	597,697	722,139	124,442	20.82
27	丹波山村	638,511	760,590	122,079	19.12
	広域連合	831,930	862,915	30,985	3.72

※1人当たり医療費〔総額〕 = 医療費〔総額〕 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [令和 3 年度]



● 市町村別1人当たり医療費〔内訳〕の状況〔令和3年度〕

(単位：円)

市町村	入院及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費	
			調剤〔再掲〕				
1	甲府市	455,976	415,797	154,893	36,426	7,641	9,921
2	富士吉田市	383,691	392,917	149,372	29,287	3,401	15,038
3	都留市	409,459	336,831	135,939	26,797	1,394	7,614
4	山梨市	469,508	402,349	156,135	33,078	3,063	8,487
5	大月市	393,162	366,896	132,606	37,534	1,169	5,986
6	韭崎市	431,400	358,996	131,893	29,127	4,734	7,328
7	南アルプス市	431,357	389,866	152,514	28,103	3,995	7,382
8	北杜市	372,557	335,317	123,699	29,781	2,790	4,783
9	甲斐市	418,098	391,026	142,500	35,000	5,449	7,296
10	笛吹市	511,485	384,103	155,584	31,486	3,960	7,483
11	上野原市	435,814	338,160	120,962	37,818	729	5,650
12	甲州市	447,156	377,102	147,816	27,862	2,975	6,104
13	中央市	449,305	403,116	153,860	32,087	6,590	5,205
14	市川三郷町	397,545	379,349	144,675	25,703	5,205	8,297
15	早川町	388,289	390,470	186,050	17,128	2,533	3,201
16	身延町	504,165	361,862	142,742	23,184	2,565	5,113
17	南部町	440,305	323,041	91,622	31,772	3,690	6,427
18	富士川町	411,536	383,068	167,900	20,799	5,576	9,121
19	昭和町	402,713	439,739	176,300	34,168	9,598	6,403
20	道志村	450,297	328,962	81,490	25,778	916	5,170
21	西桂町	424,332	460,008	164,160	27,176	7,205	6,743
22	忍野村	399,753	393,365	131,470	27,091	3,037	17,999
23	山中湖村	339,308	385,464	151,857	32,199	1,996	7,835
24	鳴沢村	355,657	332,808	158,679	37,705	0	6,317
25	富士河口湖町	333,872	395,984	159,724	27,290	3,981	13,932
26	小菅村	384,791	302,773	57,910	33,993	0	582
27	丹波山村	416,532	323,328	91,792	17,763	2,511	457
	広域連合	432,850	385,437	146,589	31,788	4,594	8,246

(注) 1人当たり医療費〔内訳〕＝医療費〔各内訳の合計〕÷年度平均被保険者数

● 市町村別1人当たり療養費の状況 [令和3年度]

(単位：円)

市町村		療養費計	一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1	甲府市	9,920	3	736	2,947	5,400	834
2	富士吉田市	15,039	4	459	5,092	9,141	343
3	都留市	7,614	3	729	1,897	4,837	148
4	山梨市	8,487	0	757	3,916	2,927	887
5	大月市	5,986	0	1,069	2,130	2,784	3
6	韭崎市	7,329	27	666	2,845	2,627	1,164
7	南アルプス市	7,383	1	1,107	3,247	2,806	222
8	北杜市	4,782	4	568	1,915	1,492	803
9	甲斐市	7,295	0	782	3,058	2,824	631
10	笛吹市	7,483	283	1,037	2,347	3,211	605
11	上野原市	5,650	57	777	1,685	3,131	0
12	甲州市	6,104	0	674	2,924	2,245	261
13	中央市	5,205	3	716	2,451	1,834	201
14	市川三郷町	8,297	5	859	3,598	1,931	1,904
15	早川町	3,201	0	1,200	2,001	0	0
16	身延町	5,112	4	1,175	1,023	2,165	745
17	南部町	6,428	3	1,351	1,294	3,569	211
18	富士川町	9,121	0	795	2,924	4,383	1,019
19	昭和町	6,402	10	906	2,525	2,715	246
20	道志村	5,171	0	831	1,606	2,734	0
21	西桂町	6,743	0	633	2,004	3,511	595
22	忍野村	17,998	0	773	2,186	14,519	520
23	山中湖村	7,835	0	742	2,723	2,331	2,039
24	鳴沢村	6,316	8	133	3,458	2,717	0
25	富士河口湖町	13,932	4	621	4,150	7,471	1,686
26	小菅村	583	0	441	142	0	0
27	丹波山村	457	0	52	357	48	0
	広域連合	8,246	28	792	2,852	3,931	644

(注) 1人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [令和3年度]

(単位：円、%)

市町村		入院					入院外				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	73.71	18.06	587,212	32,516	432,818	1,626.73	1.62	16,039	9,903	260,904
2	富士吉田市	62.21	16.38	587,786	35,889	365,665	1,475.86	1.70	16,502	9,704	243,545
3	都留市	78.21	15.96	496,230	31,091	388,105	1,116.43	1.50	17,994	11,969	200,892
4	山梨市	80.79	17.60	550,325	31,263	444,608	1,320.38	1.75	18,647	10,648	246,214
5	大月市	70.23	17.50	528,936	30,231	371,459	1,278.10	1.61	18,331	11,397	234,290
6	韭崎市	71.33	17.68	573,454	32,441	409,060	1,359.88	1.58	16,700	10,557	227,103
7	南アルプス市	72.36	17.62	566,576	32,151	409,977	1,446.84	1.56	16,405	10,518	237,352
8	北杜市	65.51	16.52	539,174	32,637	353,206	1,215.39	1.44	17,412	12,086	211,618
9	甲斐市	67.30	17.69	591,295	33,427	397,917	1,586.98	1.54	15,660	10,163	248,526
10	笛吹市	79.94	17.17	609,697	35,513	487,410	1,398.43	1.53	16,341	10,687	228,519
11	上野原市	91.05	15.56	451,601	29,014	411,178	1,238.05	1.61	17,543	10,923	217,198
12	甲州市	75.41	17.18	563,004	32,764	424,579	1,284.30	1.60	17,853	11,181	229,286
13	中央市	72.35	18.20	589,860	32,404	426,739	1,520.33	1.52	16,395	10,761	249,256
14	市川三郷町	74.38	16.82	506,693	30,116	376,861	1,350.47	1.75	17,377	9,953	234,674
15	早川町	70.41	17.74	521,635	29,398	367,274	1,188.78	1.41	17,196	12,191	204,420
16	身延町	94.47	18.95	501,959	26,494	474,220	1,140.82	1.63	19,207	11,810	219,120
17	南部町	79.02	17.63	525,921	29,837	415,561	1,329.46	1.38	17,407	12,605	231,420
18	富士川町	73.47	17.36	532,131	30,660	390,942	1,408.43	1.55	15,277	9,885	215,168
19	昭和町	66.04	17.31	580,868	33,554	383,609	1,644.18	1.62	16,022	9,883	263,439
20	道志村	78.57	15.27	544,682	35,673	427,964	1,013.96	1.41	24,407	17,268	247,473
21	西桂町	71.25	16.22	568,300	35,028	404,891	1,406.87	1.59	21,029	13,192	295,848
22	忍野村	68.00	15.21	561,259	36,891	381,630	1,525.09	1.63	17,172	10,511	261,895
23	山中湖村	53.75	16.24	604,960	37,244	325,139	1,442.81	1.52	16,191	10,624	233,607
24	鳴沢村	51.49	14.71	665,061	45,207	342,408	1,264.36	1.55	13,772	8,888	174,128
25	富士河口湖町	55.80	15.29	571,572	37,393	318,917	1,434.20	1.68	16,473	9,831	236,260
26	小菅村	63.78	14.76	576,486	39,050	367,704	1,357.84	1.56	18,033	11,532	244,863
27	丹波山村	87.58	16.78	447,401	26,669	391,842	1,269.93	1.74	18,232	10,490	231,536
	広域連合	73.01	17.32	562,909	32,504	410,966	1,429.08	1.59	16,713	10,504	238,849

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村		歯科					合計				
		受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
				1件	1日	1人			1件	1日	1人
1	甲府市	241.65	1.82	15,074	8,266	36,426	1,942.08	2.27	37,596	16,571	730,148
2	富士吉田市	201.41	1.99	14,541	7,307	29,287	1,739.48	2.26	36,706	16,249	638,497
3	都留市	175.82	1.76	15,241	8,666	26,797	1,370.46	2.36	44,933	19,030	615,794
4	山梨市	215.39	1.60	15,358	9,594	33,078	1,616.56	2.52	44,780	17,746	723,901
5	大月市	243.39	1.91	15,421	8,061	37,534	1,591.72	2.36	40,414	17,154	643,283
6	韭崎市	187.55	1.81	15,530	8,584	29,127	1,618.76	2.32	41,099	17,734	665,291
7	南アルプス市	195.56	1.85	14,370	7,773	28,103	1,714.76	2.27	39,389	17,348	675,432
8	北杜市	209.65	1.71	14,205	8,286	29,781	1,490.54	2.14	39,892	18,624	594,605
9	甲斐市	229.86	1.79	15,227	8,488	35,000	1,884.13	2.15	36,167	16,834	681,442
10	笛吹市	213.10	1.82	14,775	8,139	31,486	1,691.47	2.30	44,187	19,177	747,415
11	上野原市	236.35	1.92	16,001	8,327	37,818	1,565.45	2.47	42,556	17,260	666,194
12	甲州市	183.18	1.73	15,210	8,773	27,862	1,542.89	2.37	44,185	18,605	681,727
13	中央市	239.88	1.88	13,376	7,104	32,087	1,832.55	2.23	38,639	17,334	708,082
14	市川三郷町	161.76	2.06	15,890	7,702	25,703	1,586.60	2.49	40,164	16,161	637,239
15	早川町	109.52	1.78	15,639	8,773	17,128	1,368.71	2.28	43,020	18,864	588,822
16	身延町	140.43	2.01	16,509	8,224	23,184	1,375.72	2.85	52,083	18,245	716,523
17	南部町	207.88	1.61	15,283	9,478	31,772	1,616.36	2.20	41,993	19,045	678,753
18	富士川町	150.04	1.91	13,862	7,239	20,799	1,631.93	2.29	38,415	16,766	626,909
19	昭和町	244.71	1.85	13,963	7,547	34,168	1,954.93	2.18	34,846	15,985	681,216
20	道志村	201.95	1.98	12,765	6,439	25,778	1,294.48	2.34	54,170	23,119	701,215
21	西桂町	157.83	1.90	17,219	9,083	27,176	1,635.94	2.26	44,495	19,685	727,914
22	忍野村	205.98	1.87	13,152	7,037	27,091	1,799.06	2.17	37,276	17,147	670,616
23	山中湖村	242.45	1.94	13,281	6,854	32,199	1,739.00	2.04	33,982	16,686	590,946
24	鳴沢村	276.83	1.60	13,620	8,500	37,705	1,592.67	1.98	34,799	17,538	554,241
25	富士河口湖町	171.55	1.99	15,908	8,013	27,290	1,661.55	2.16	35,056	16,195	582,466
26	小菅村	233.51	2.09	14,557	6,949	33,993	1,655.14	2.15	39,064	18,192	646,560
27	丹波山村	127.45	2.20	13,937	6,335	17,763	1,484.97	2.66	43,175	16,203	641,140
	広域連合	212.674	1.828	14,947	8,178	31,788	1,714.76	2.29	39,749	17,357	681,603

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

## 6 医療費の適正化

### (1) 医療費通知の送付 [年1回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

なお、医療費控除の申告手続きの利便性向上を目的に、令和2年度から年1回の送付に変更しました。

#### <医療費通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和元年度(年3回)	369,762件
令和2年度(年1回)	193,427件
令和3年度(年1回)	125,527件

### (2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

#### <後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
令和元年度	31,309件
令和2年度	37,793件
令和3年度	29,413件

### (3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

#### <第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件	収納金額
H29年度	1,111件	168,261,423円
H30年度	1,089件	155,484,259円
R元年度	1,756件	219,255,548円
R2年度	1,092件	155,440,986円
R3年度	777件	146,456,270円

### (4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

#### <訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	30人
頻回受診	15人
重複投薬	19人

### (5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げるほか、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

### (6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

## 7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

### (1) 低栄養防止・重症化予防事業

低栄養状態の防止、糖尿病性腎症及び生活習慣病（高血圧・脂質異常症等）の重症化を予防し、高齢者のQOL（生活の質）低下を防ぐとともに、医療費の適正化を図ります。

また、生活習慣病等の重症化予防と高齢による心身機能の低下防止の取組を一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指します。

#### <事業実施状況>

事業名	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
フレイル対策事業（低栄養防止等）		—	—	1	7	10
糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨事業		2	2	6	10	11
生活習慣病重症化予防受診勧奨事業		—	—	1	8	9
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		—	—	—	—	3

### (2) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

#### <健康増進事業実施状況>

年度	実施市町村数	実施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
平成 29 年度	11 市町村	11 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	48,418,000 円
平成 30 年度	14 市町村	14 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,068,000 円
令和元年度	14 市町村	14 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	42,806,000 円
令和 2 年度	10 市町村	10 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,342,000 円
令和 3 年度	16 市町村	16 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	15,864,000 円

### (3) 健康診査事業

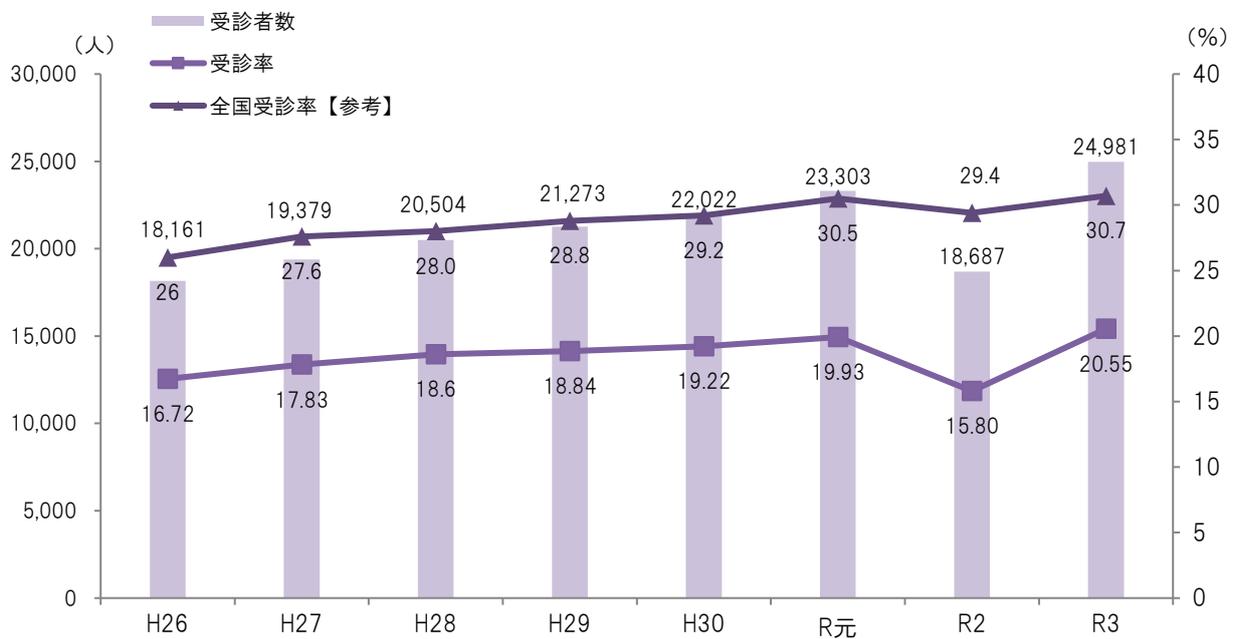
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

#### ● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標値 (計画)	受診率	18.8%	19.1%	19.5%	19.92%	21.09%
	対象者数	113,109 人	115,116 人	117,821 人	117,834 人	117,930 人
	実施者数	21,223 人	22,023 人	22,922 人	23,477 人	24,875 人
実績 (結果)	受診率	18.84%	19.22%	19.93%	15.80%	20.55%
	対象者数	112,905 人	114,607 人	116,930 人	118,238 人	121,586 人
	実施者数	21,273 人	22,022 人	23,303 人	18,687 人	24,981 人
健康診査事業費補助金額		65,132,000 円	66,660,000 円	71,144,000 円	71,692,000 円	88,354,000 円

#### ● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額等の状況 [令和3年度]

(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1	甲府市	28,101	3,757	13.37	12,859,000	1,943
2	富士吉田市	6,935	6,935	8.51	2,298,000	
3	都留市	4,227	972	23.00	3,477,000	
4	山梨市	6,154	742	12.06	2,622,000	325
5	大月市	4,237	641	15.13	2,469,000	
6	韭崎市	4,192	1,095	26.12	3,995,000	
7	南アルプス市	9,156	3,045	33.26	10,959,000	
8	北杜市	8,608	1,958	22.75	5,641,000	
9	甲斐市	8,978	2,986	33.26	11,476,000	1,224
10	笛吹市	9,601	1,879	19.57	6,590,000	
11	上野原市	3,970	444	11.18	1,702,000	78
12	甲州市	5,593	1,017	18.18	3,660,000	
13	中央市	2,993	619	20.68	1,742,000	96
14	市川三郷町	3,171	982	30.97	3,495,000	
15	早川町	274	113	41.24	450,000	2
16	身延町	2,791	903	32.35	3,308,000	
17	南部町	1,602	680	42.45	2,448,000	
18	富士川町	2,593	929	35.83	3,390,000	
19	昭和町	1,761	693	39.35	2,489,000	
20	道志村	309	84	27.18	280,000	4
21	西桂町	589	83	14.09	280,000	1
22	忍野村	837	177	21.15	680,000	26
23	山中湖村	736	275	37.36	1,053,000	
24	鳴沢村	467	39	8.35	92,000	39
25	富士河口湖町	3,403	215	6.32	654,000	
26	小菅村	178	30	16.85	110,000	
27	丹波山村	130	33	25.38	135,000	
	広域連合	121,586	24,981	20.55	88,354,000	3,738

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標値 (計画)	受診率	1.89%	1.93%	1.88%	1.93%	2.19%
	対象者数	119,875 人	118,582 人	121,889 人	121,902 人	118,279 人
	実施者数	2,268 人	2,284 人	2,296 人	2,352 人	2,586 人
実績 (結果)	受診率	1.49%	1.43%	1.74%	1.50%	1.85%
	対象者数	116,286 人	118,190 人	121,256 人	118,271 人	119,181 人
	実施者数	1,729 人	1,691 人	2,108 人	1,775 人	2,205 人
健康診査事業費補助金額		3,328,000 円	4,444,000 円	5,701,000 円	5,410,000 円	3,519,000 円

● 市町村別交付額等の状況（歯科） [令和 3 年度]

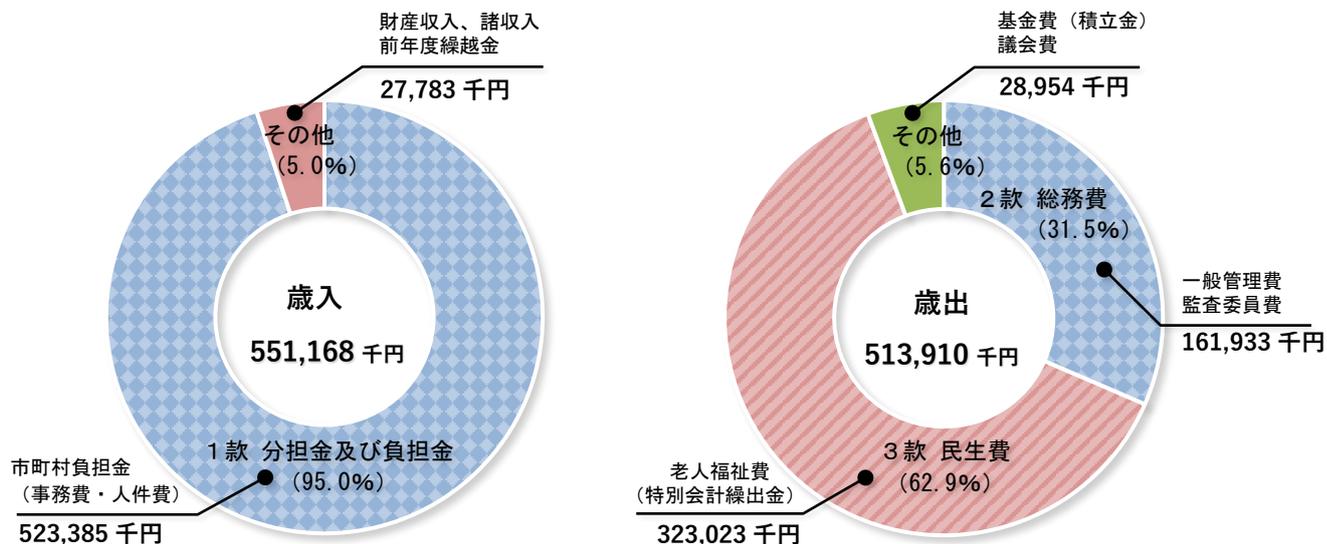
(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲府市	28,101	548	1.95	1,627,000
2	富士吉田市	6,935	229	3.30	946,000
3	都留市	541	77	14.23	180,000
4	山梨市	6,154	104	1.69	369,000
5	大月市	4,237	32	0.76	81,000
6	南アルプス市	9,156	197	2.15	219,000
7	甲斐市	8,984	121	1.35	161,000
8	笛吹市	9,601	615	6.41	2,401,000
9	甲州市	5,593	81	1.45	291,000
10	身延町	2,791	87	3.12	337,000
11	西桂町	589	3	0.51	3,000
12	忍野村	837	2	0.24	5,000
13	山中湖村	87	19	21.84	71,000
14	富士河口湖町	3,403	91	2.67	247,000
	広域連合	87,009	2,205	2.53	7,038,000

## 8 決算の状況 [令和3年度]

### (1) 一般会計

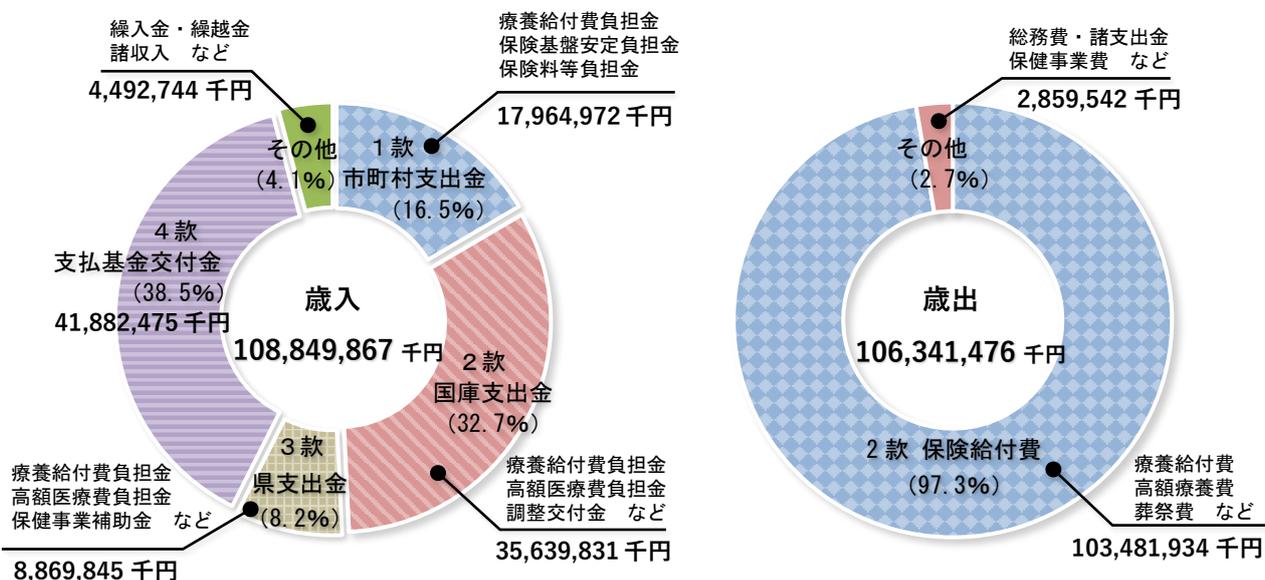
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の6割を占める特別会計への繰出金（3款 民生費）が主なものです。



### (2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第49条)

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の9割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 28 年度	94,231,970	23,140,613	0
平成 29 年度	125,937,407	31,705,437	0
平成 30 年度	87,367,032	▲38,570,375	0
令和元年度	70,693,132	▲16,673,900	0
令和 2 年度	84,915,373	14,222,241	0
令和 3 年度	112,669,084	27,753,711	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 28 年度	1,809,203,620	400,011,934	0
平成 29 年度	1,809,346,967	143,347	0
平成 30 年度	1,809,502,470	155,503	0
令和元年度	1,809,646,337	143,867	0
令和 2 年度	1,809,678,264	31,927	0
令和 3 年度	190,782,458	▲1,618,895,806	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金 ※平成 30 年度基金設置

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 30 年度	32,243,148	32,243,148	0
令和元年度	32,246,148	3,000	0
令和 2 年度	91,497,523	59,251,375	0
令和 3 年度	121,313,634	29,816,111	0

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金 (県の基金)

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
平成 28 年度	1,412,010,046	—	0
平成 29 年度	1,412,754,746	—	0
平成 30 年度	1,413,252,134	—	0
令和元年度	1,413,393,849	—	0
令和 2 年度	1,413,479,581	—	0
令和 3 年度	1,413,507,772	—	0

※ 平成 26 年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	2~3 増減額	2~3 増減率
1 款 分担金及び負担金	503,384,973	523,384,973	20,000,000	3.97
市町村負担金	503,384,973	523,384,973	20,000,000	3.97
2 款 財産収入	1,241	1,711	470	37.87
利子及び配当金	1,241	1,711	470	37.87
3 款 繰入金	0	0	0	—
財政調整基金繰入金	0	0	0	—
4 款 繰越金	18,397,956	27,752,293	9,354,337	50.84
繰越金	18,397,956	27,752,293	9,354,337	50.84
5 款 諸収入	5,636	28,889	23,253	412.58
預金利子	4,666	4,984	318	6.82
雑入	970	23,905	22,935	2364.43
歳 入 計	521,789,806	551,167,866	29,378,060	5.63

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	2~3 増減額	2~3 増減率
1 款 議会費	910,590	1,200,385	289,795	31.82
議会費	910,590	1,200,385	289,795	31.82
2 款 総務費	165,691,537	161,933,042	▲3,758,495	▲2.27
一般管理費	165,415,465	161,723,306	▲3,692,159	▲2.23
公平委員会費	0	0	0	—
選挙管理委員会費	0	0	0	—
監査委員費	276,072	209,736	▲66,336	▲24.03
3 款 民生費	313,213,145	323,022,678	9,809,533	3.13
老人福祉費	313,213,145	323,022,678	9,809,533	3.13
4 款 諸支出金	14,222,241	27,753,711	13,531,470	95.14
財政調整基金費	14,222,241	27,753,711	13,531,470	95.14
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	494,037,513	513,909,816	19,872,303	4.02
歳入歳出差引額	27,752,293	37,258,050	9,505,757	34.25

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	2~3 増減額	2~3 増減率
1 款 市町村支出金	17,585,271,567	17,964,972,346	379,700,779	2.16
保険料等負担金	7,689,108,972	7,775,310,070	86,201,098	1.12
療養給付費負担金	7,858,872,947	8,139,412,719	280,539,772	3.57
保険基盤安定負担金	2,037,289,648	2,050,249,557	12,959,909	0.64
2 款 国庫支出金	35,729,072,364	35,639,830,755	▲89,241,609	▲0.25
療養給付費負担金	25,778,321,072	25,813,948,353	35,627,281	0.14
高額医療費負担金	461,858,352	523,848,975	61,990,623	13.42
調整交付金	9,370,649,000	9,276,071,000	▲94,578,000	▲1.01
事業費補助金	21,795,368	24,926,427	3,131,059	14.37
円滑運営臨時特例交付金	90,453,572	0	▲90,453,572	皆減
災害臨時特例補助金	5,995,000	1,036,000	▲4,959,000	▲82.72
円滑運営事業費補助金	0	0	0	—
3 款 県支出金	8,431,951,394	8,869,844,921	437,893,527	5.19
療養給付費負担金	7,934,314,788	8,298,232,200	363,917,412	4.59
高額医療費負担金	461,790,606	523,916,721	62,126,115	13.45
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	35,846,000	47,696,000	11,850,000	33.06
4 款 支払基金交付金	40,769,159,042	41,882,474,763	1,113,315,721	2.73
後期高齢者交付金	40,769,159,042	41,882,474,763	1,113,315,721	2.73
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	36,419,589	46,299,054	9,879,465	27.13
特別高額医療費共同事業交付金	36,419,589	46,299,054	9,879,465	27.13
6 款 財産収入	34,302	26,142	▲8,160	▲23.79
利子及び配当金	34,302	26,142	▲8,160	▲23.79
7 款 繰入金	313,213,145	1,941,942,678	1,628,729,533	520.01
一般会計繰入金	313,213,145	323,022,678	9,809,533	3.13
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	1,618,920,000	1,618,920,000	皆増
8 款 繰越金	811,090,236	2,342,209,136	1,531,118,900	188.77
繰越金	811,090,236	2,342,209,136	1,531,118,900	188.77
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	168,697,665	162,267,092	▲6,430,573	▲3.81
延滞金	47,300	67,280	19,980	42.24
過料	0	0	0	—
加算金	108,064	0	▲108,064	皆減
預金利子	135,346	135,007	▲339	▲0.25
第三者納付金	155,440,986	146,456,270	▲8,984,716	▲5.78
返納金	12,949,339	15,608,535	2,659,196	20.54
雑入	16,630	0	▲16,630	皆減
歳 入 計	103,844,909,304	108,849,866,887	5,004,957,583	4.82

## イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度	2～3 増減額	2～3 増減率
1 款 総務費	345,032,215	361,423,364	16,391,149	4.75
一般管理費	345,032,215	361,423,364	16,391,149	4.75
2 款 保険給付費	99,795,408,152	103,481,934,288	3,686,526,136	3.69
療養給付費	93,542,665,676	96,911,077,785	3,368,412,109	3.60
訪問看護療養費	497,009,784	529,685,367	32,675,583	6.57
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	287,821,558	294,583,852	6,762,294	2.35
療養費	910,752,861	953,074,892	42,322,031	4.65
高額療養費	4,071,759,850	4,297,077,489	225,317,639	5.53
高額介護合算療養費	109,235,634	106,684,305	▲2,551,329	▲2.34
葬祭費	376,000,000	389,650,000	13,650,000	3.63
傷病手当金	162,789	100,598	▲62,191	▲38.2
3 款 特別高額医療費共同事業拠出金	33,323,311	41,006,002	7,682,691	23.06
共同事業拠出金	33,261,380	40,944,459	7,683,079	23.10
共同事業事務費拠出金	61,931	61,543	▲388	▲0.63
4 款 保健事業費	111,034,000	125,104,369	14,070,369	12.67
健康診査費	71,692,000	95,392,000	23,700,000	33.06
その他健康保持増進費	39,342,000	29,712,369	▲9,629,631	▲24.48
5 款 基金積立金	59,283,302	29,840,305	▲29,442,997	▲49.66
医療給付基金積立金	31,927	24,194	▲7,733	▲24.22
保健事業等支援基金積立金	59,251,375	29,816,111	▲29,435,264	▲49.68
6 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
7 款 諸支出金	1,158,619,188	2,302,167,353	1,143,548,165	98.7
保険料還付金	18,981,890	14,326,770	▲4,655,120	▲24.52
償還金	1,139,635,198	2,287,840,583	1,148,205,385	100.75
還付加算金	2,100	0	▲2100	皆減
8 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	101,502,700,168	106,341,475,681	4,838,775,513	4.77
歳入歳出差引額	2,342,209,136	2,508,391,206	166,182,070	7.10

## IV 年表

年月	内容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

## IV 年 表

年 月	内 容
平成 19 年 02 月	● 山梨県後期高齢者医療広域連合設立
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行
	● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。</li> <li>▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。</li> </ul>
	● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続）
	● 平成 20・21 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円</li> </ul> ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円</li> </ul>
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）</li> </ul>
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市）
	● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続）
	● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。</li> </ul>
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）</li> </ul>
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則として交付しないこと。</li> </ul>
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。</li> <li>▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。</li> </ul>

## IV 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 22・23 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円</li> </ul> </li> <li>※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円</li> </ul> </li> </ul>
平成 22 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。</li> </ul> </li> <li>● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。</li> </ul>
平成 23 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 02 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</li> <li>▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。</li> <li>● 平成 24・25 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円</li> </ul> </li> <li>※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保障制度改革推進法成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保障制度改革国民会議 報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」</li> </ul> </li> </ul>

## IV 年表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置</li> <li>・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策</li> <li>・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減</li> <li>・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること</li> <li>・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等</li> </ul> </li> <li>▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。</li> <li>● 平成 26・27 年度保険料率等（※）           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円</li> </ul>           ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。         </li> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号）           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。</li> <li>▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定）           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険の安定化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～）</li> </ul> </li> <li>② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29）</li> <li>・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

## IV 年表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める</li> </ul> </li> <li>④ 医療費適正化計画の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が、地域医療構想と統合的な目標を医療費適正化計画の中に設定</li> <li>・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加</li> </ul> </li> <li>⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化</li> <li>・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始</li> </ul> </li> <li>⑥ 負担の公平化等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き</li> <li>・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～）</li> <li>・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて）</li> <li>・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～）</li> <li>※ 激変緩和措置については、今後検討</li> </ul> </li> <li>⑦ 患者申出療養（仮称）の創設</li> </ul>
平成 27 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>・ 国民健康保険の安定化           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保への財政支援の拡充。</li> <li>○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。</li> </ul> </li> <li>・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。</li> </ul> </li> <li>・ 負担の公平化等           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入院時食事代の段階的引上げ。</li> <li>② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入</li> <li>③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ</li> </ul> </li> <li>・ その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。</li> <li>② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。</li> <li>③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進</li> <li>④ 患者申出療養を創設</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 28・29 年度保険料率等           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円</li> </ul> </li> </ul>

## IV 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成 29 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> <li>● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更</li> </ul> </li> <li>● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更</li> </ul> </li> </ul>
平成 29 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後）</li> </ul> </li> <li>● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）</li> </ul>
平成 30 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 30・31 年度保険料率等           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円</li> </ul> </li> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> <li>● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。</li> <li>● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2 割軽減を廃止</li> </ul> </li> <li>● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更</li> </ul> </li> </ul>

## IV 年表

年月	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住所地特例対象者の追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分が I、II 及び III に細分化され、所得区分 I 及び II の被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成 31 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> <li>● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。</li> </ul> </li> <li>● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）</li> </ul> </li> </ul>
令和元年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
令和元年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全世代型社会保障検討会議 中間報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 以下の方向性に基づき、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、最終報告の取りまとめ後 社会保障審議会の審議を経て 翌年夏までに成案を得た後に速やかに必要な法制上の措置を講じることとした。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者（現役並み所得者以外）であっても一定所得以上の方については、窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする</li> <li>・ 高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期や 2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
令和 02 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和 2・3 年度保険料率等           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 640,000 円</li> </ul> </li> <li>● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> <li>▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。</li> </ul> </li> </ul>

## IV 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賦課限度額 62 万円を 64 万円とする。</li> </ul>
令和 02 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被用者に対する傷病手当金の支給 並びに保険料の減免措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 10 日事務連絡）に基づき、同感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給について、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに同施行規則の一部改正を実施（令和 2 年 5 月 29 日施行）</li> <li>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和 2 年 4 月 8 日事務連絡）に基づき、同感染症の影響を受けた被保険者を保険料減免の対象に含めるため、山梨県後期高齢者医療広域連合保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部改正を実施。（令和 2 年 5 月 29 日施行、令和 2 年 2 月 1 日適用）</li> </ul> </li> </ul>
令和 02 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：130,959 人 賦課総額 7,595,601,770 円 1 人当たり：58,000 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
令和 02 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年 12 月 15 日） <p>今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が 28 万円以上（所得上位 30%）かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の方）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。</p> <p>今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。</p> <p>また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。</p> </li> </ul>
令和 03 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 均等割の軽減率 … 7.75 割軽減を本則どおりの 7 割軽減に変更。</li> </ul> </li> <li>● 均等割額の軽減対象となる要件の見直し</li> </ul>
令和 03 年 06 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部負担金の負担割合見直し（令和 3 年 6 月 11 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が公布され、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担を 2 割にする。</p> </li> </ul>
令和 03 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者：130,241 人 賦課総額 7,600,875,160 円 1 人当たり：58,360 円（軽減後）</li> </ul> </li> </ul>
令和 04 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部負担金の負担割合見直しの施行期日（令和 4 年 1 月 4 日公布） <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 13 号）により、一部負担金の負担割合見直しの施行期日が令和 4 年 10 月 1 日とされた。</p> </li> </ul>
令和 04 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和 4・5 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 所得割率 8.30% 均等割額 40,980 円 賦課限度額 660,000 円</li> </ul> </li> </ul>

## Ⅳ 年 表

年 月	内 容
令和 04 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 賦課限度額 64 万円を 66 万円とする。</li><li>● 保険料本算定<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 対象者：133,350 人 賦課総額 8,290,668,620 円 1 人当たり：62,172 円（軽減後）</li></ul></li></ul>

後期高齢者医療制度の概要（令和3年度版）

---

令和4年10月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373

---